

川俣町過疎地域持続的発展計画（案）

令和 8 年 4 月

福島県 川俣町

1 基本的な事項	- 4 -
(1) 町の概況	- 4 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	- 6 -
(3) 町の行財政の状況	- 9 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	- 11 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	- 16 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 16 -
(7) 計画期間	- 16 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 16 -
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 19 -
(1) 現況と問題点	- 19 -
(2) その対策	- 20 -
(3) 計画	- 21 -
3 産業の振興	- 23 -
(1) 現況と問題点	- 23 -
(2) その対策	- 31 -
(3) 計画	- 37 -
(4) 産業振興促進事項	- 40 -
4 地域における情報化	- 41 -
(1) 現況と問題点	- 41 -
(2) その対策	- 41 -
(3) 計画	- 43 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保	- 43 -
(1) 現況と問題点	- 43 -
(2) その対策	- 45 -
(3) 計画	- 46 -
6 生活環境の整備	- 48 -
(1) 現況と問題点	- 48 -
(2) その対策	- 51 -

(3) 計画	- 55 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 57 -
(1) 現況と問題点	- 57 -
(2) その対策	- 60 -
(3) 計画	- 67 -
8 医療の確保	- 69 -
(1) 現況と問題点	- 69 -
(2) その対策	- 69 -
(3) 計画	- 70 -
9 教育の振興	- 71 -
(1) 現況と問題点	- 71 -
(2) その対策	- 73 -
(3) 計画	- 77 -
10 集落の整備	- 80 -
(1) 現況と問題点	- 80 -
(2) その対策	- 80 -
(3) 計画	- 82 -
11 地域文化の振興等	- 83 -
(1) 現況と問題点	- 83 -
(2) その対策	- 83 -
(3) 計画	- 85 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進	- 86 -
(1) 現況と問題点	- 86 -
(2) その対策	- 86 -
(3) 計画	- 86 -

1 基本的な事項

(1) 町の概況

本町は東経 140° 36′、北緯 37° 40′、福島県の北部、伊達郡の南端、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯に位置し、西方には磐梯朝日国立公園吾妻連峰を臨み、東は相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、西には福島市、南は二本松市、北は伊達市に隣接し、福島市の南東およそ 20km、県都周辺の主要拠点として存立し、東西約 10 k m、南北約 20 k m、総面積 127.70k m²を有している。

相馬郡境につらなる北部阿武隈の山なみには、秀麗な花塚山 (918m)・高太石山 (836m) がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地がひらける。丘陵性のため水準面積が小さく、大河川の発達は見られない。

耕土は広瀬川、口太川、女神川の流域にややまとまるほかは、山間を縫う傾斜地が多く、標高 500m 以上の高冷地型も少なくない。母岩は一般に古生層、一部に第 3 紀の下部層がみられ、基岩は古期花崗閃緑岩で部分的に新期花崗閃緑岩が混在し、土性は壤土・砂壤土である。

気象条件は、年間平均気温が 14.4℃と比較的温暖で、年間の降水量は 1,205.5mm と福島県内では平均並みとなっている。平均初霜は 10 月下旬で、平均終霜は 4 月下旬となっている。また、降雪期間は、12 月から 3 月までの 120 日ほどで、降雪量は最大で 30 c m 程度である。

本町は、絹織物の町として発展してきた古い歴史が刻まれている。慶長年間（1596～1614）には、既に生糸や絹織物の取引市が立ち、江戸時代には、江戸城御用達の川俣絹を生産するなど国内有数の絹産地に発展し、明治、大正、昭和期には輸出花形商品の羽二重を生産し、国の外貨獲得に貢献してきた。

川俣の地名は川俣盆地中心の呼称であったが、明治 9 年に町小綱木村と町飯坂村が合併して川俣村が成立し、初めて川俣の地名を持った村が誕生した。昭和 30 年 3 月 1 日町村合併促進法により、川俣町、富田村、福田村、小島村、飯坂村、小綱木村、大綱木村及び安達郡山木屋村の 1 町 7 か村が合併して現在の川俣町が誕生した。

公共交通機関のうちバス路線については、令和 8 年 4 月時点で、ジェイ

アールバス東北株式会社による福島駅東口～川俣高校前線のほか、福島交通株式会社によって南相馬福島線及び伊達市へ連携する路線が運行されており、また、東北本線松川駅や、福島交通の立子山経由飯野線を利用し福島県立医科大学付属病院まで接続する路線として、自治体バス川俣松川線及び川俣飯野線を福島市と共同で運行している。そのほか、中山間地域に住む住民の移動手段を確保するため、福沢地区及び大綱木地区、山木屋地区及び小綱木地区、福田地区及び小神地区、小島地区及び飯坂地区においてはデマンド型乗合タクシーを運行している。

主要道路に関しては、国道 114 号が東西に横断、国道 349 号が南北に縦貫し、国道 459 号が町南端を横断するほか、主要地方道 4 路線、一般県道 2 路線が集中する達南地域の交通の結接点となっている。

また、これら国・県道 9 路線に 1 級町道 9 路線、2 級町道 15 路線等が接続し、本町の骨格道路網を形成している。

まちづくりについては、昭和 44 年度に第 1 次振興計画、昭和 54 年度に第 2 次振興計画、平成元年度に第 3 次振興計画、平成 10 年度に第 4 次振興計画、平成 22 年度に第 5 次振興計画を策定し、町政の振興と町民福祉の向上に努めてきた。この結果、道路や上水道の整備、公共施設の耐震化などを進め、生活環境の整備を着実に進めるとともに、就労環境の確保、様々な交流機会の創出、多くの学習機会の提供、全国中南米音楽祭「コスキン・エン・ハポン」などの文化、スポーツ活動等のソフト事業も展開し、大きな成果をあげてきた。

令和 5 年 3 月、第 6 次振興計画を策定し、令和 5 年度から令和 16 年度までを計画期間とし、まちの将来像「みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」の実現に向け、試作や事業の展開を図っていく。第 5 次振興計画と第 6 次振興計画の間には、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、同年 4 月 22 日に山木屋地区が避難指示区域の指定を受け、地区住民 1,252 人が町内外の仮設住宅、借上住宅に避難を余儀なくされるなど、甚大な被害を受けた。この原子力災害の影響により、人口動態はかつてないほどの大きな変化をきたしている。

人口動態については、昭和 35 年以降、人口減少が著しく、平成 14 年、町は過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項に基づく「過疎地域」の指定を受け、同年に「川俣町過疎地域自立促進計画（前期）」、平成 16 年に「川俣町過疎地域自立促進計画（後期）」を策定し、その後の改正過疎法施行を受け、平成 22 年、平成 28 年にそれぞれ「川俣町過疎地域自立促進計画」を策定した。令和 3 年にはさらなる改正を受け、「川俣町過疎地域持続的発展計画」を策定し、農林業をはじめとする各種産業の振興、道路の整備や連絡橋設置等の生活環境の整備に努め地域の活性化を図ってきたところである。

さらに、平成 26 年 12 月に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国と地方が総力を挙げて人口減少問題に取り組んでいくこととなり、町は目指すべき将来の人口展望を示す「川俣町人口ビジョン」と長期的な人口の維持、人口減少に対する課題の解決のための計画「第 1 期川俣町まち・ひと・しごと総合戦略」を平成 28 年 1 月に策定した。令和 3 年 3 月には、「第 2 期川俣町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、国が令和 5 年度を初年度とし策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、第 6 次振興計画に統合し、一体的な推進と進行管理を行っている。

このような概況のもと、町は本計画を策定し、第 6 次川俣町振興計画及び各種計画を総合的に実施していくことで、人口減少社会においても持続可能な活力ある地域社会を創出し、町の将来像の実現を目指す。

（２）人口及び産業の推移と動向

達南地域の中核都市として発展してきた本町は、昭和 30 年代後半から 40 年代前半にかけての高度経済成長及び、近年の産業構造の変化や、車社会の進展等により、人口の減少に歯止めがかからず、昭和 35 年に 25,983 人であった人口は減少を続け、平成 7 年の国勢調査では 19,043 人と 2 万人台を割るに至った。令和 2 年の国勢調査の結果、人口は 12,170 人にまで減少し、昭和 35 年の人口に対する減少率は 46.8%となった。

年齢別の人口推移では、昭和 40 年から令和 2 年までの 55 年間を比較すると、人口が 24,741 人から 12,170 人へと 12,571 人（50.8%）減少し、そ

のうち年少人口（0～14歳）は7,613人から940人へと6,673人（87.6%）減少している。一方、高齢者人口（65歳以上）は1,992人から5,096人へと3,104人（155.8%）増加するとともに、高齢化率も8.1%から41.9%へと増加している。この傾向は今後しばらくの間続くと見られる。

65歳以上の高齢者のうち、介護保険による介護認定者は1,103人（要支援1：144人、要支援2：136人、要介護1：245人、要介護2：150人、要介護3：167人、要介護4：152人、要介護5：109人）となっている（令和7年4月末日現在）。また、令和2年の国勢調査の結果、一人暮らしの高齢者は781人となっており、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図っていく必要がある。

世帯数は、昭和35年は4,902世帯で、1世帯当たり人員の減少等により平成28年現住人口調査では5,539世帯となったが、平成29年からは減少に転じ、令和7年10月1日時点の現住人口調査では4,635世帯となっている。

社会動態・自然動態ともに減少しており、従来、社会減が特徴的であったが、近年は、自然減も加速している。

本町の産業の状況を生産別就業者数から見ると、昭和40年は第1次産業と第2次産業の就業者構成比がともに38%程度であり、第1次産業と第2次産業が川俣町の中心産業であった。しかしその後、第1次産業者数の減少が著しく、平成27年には5.1%、349人程度にまで減少した。第2次産業者数は昭和60年まで増加傾向にあったが、それ以後減少に転じ、平成17年には第3次産業者数が最も多くなった。平成27年においても第3次産業が産業3分類中最多の51.7%となり、こうした傾向が顕著となっている。

第6次振興計画における今後の人口の見通しは、町人口は令和22年に8千人程度となり、平成22年から50年後の令和42年には、半数以下の5千人程度まで減少すると予測されている。

このことから、将来の人口目標を、令和22年に9千人程度に維持することとし、振興計画及び本計画等により取り組みを進める。

表 1－1 （１）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 25,983	人 20,001	% △4.1	人 17,034	% △4.0	人 14,452	% △7.2	人 12,170	% △15.8
0 歳～14 歳	9,255	3,873	△15.1	2,121	△16.9	1,327	△24.6	940	△29.2
15 歳～ 64 歳	14,911	12,607	△6.1	9,929	△6.4	7,819	△11.8	6,005	△23.2
うち 15 歳 ～29 歳(a)	5,749	3,230	△9.2	2,476	△10.5	1,497	△24.0	1,209	△19.2
65 歳以 上(b)	1,817	3,488	21.6	4,943	7.6	5,249	6.2	5,096	△2.9
(a)／総 数 若年者 比率	% 22.1	% 16.1	—	% 14.5	—	% 10.4	—	% 9.9	—
(b)／総 数 高齢者 比率	% 7.0	% 17.4	—	% 29.0	—	% 36.3	—	% 41.9	—

表 1－1 （２）人口の見通し （第 6 次川俣町振興計画：人）

年度	令和 7 年	令和 12 年	令和 16 年
総 数	11,279	10,532	9,936
0～14 歳	893	979	1,075
15～64 歳	5,307	4,776	4,407
65 歳以上	5,079	4,777	4,454

(3) 町の行財政の状況

町財政規模については、平成 22 年度までは、およそ 50～60 億円、最大でも 70 億円程度の規模で推移していたが、その後は、東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興事業のため増加しており、令和 6 年度の歳出の決算額は 94 億 7,068 万 1 千円、歳入の決算額は 100 億 9,918 万 3 千円となった。

そのうち町税などの自主財源の割合は 28.2%、約 28.6 億円となっている。

地方交付税の割合は 33.7%（約 34 億円）で、依存財源の割合は全体の 71.8%ととなっている。

令和元年度決算における経常収支比率は 92.6%と、依然として財政の硬直化が続いている。

本町では、住民の視点に立った効率的・効果的な行政運営と簡素で柔軟性に富む行政組織の確立を図るため、令和 2 年 3 月に「川俣町行財政改革大綱 2025」を定め、各年次における達成目標を明確にした上で、計画性を持った行財政改革を推進し、財政の健全化などに努めてきた。

公共施設の整備状況のうち、令和 5 年度末の水道普及率は 92.0%（県平均 94.1%）と県平均を下回っている。また、町道の改良率が 58.5%、舗装率が 85.3%となっており、引き続き町道整備の促進を図る必要がある。

その他、財政状況、中長期的な人口減少の動向を見据え、令和 3 年度に見直しを行った公共施設等総合管理計画に基づき、施設等の適正な維持管理を実施していく。

表 1－2（１）市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	7,415,253	21,737,058	10,684,746	10,099,183
一般財源	4,129,307	5,137,136	4,997,021	5,113,859
国庫支出金	1,021,088	328,983	1,522,465	1,344,428
都道府県支出金	700,717	1,043,717	1,924,844	1,511,675
地方債	743,800	629,667	880,416	465,841
うち過疎債	129,900	75,000	146,500	207,600
その他	820,341	14,597,555	1,360,000	1,663,380
歳出総額 B	7,138,368	20,975,877	9,815,936	9,470,681
義務的経費	2,431,723	2,176,549	2,160,772	2,664,411
投資的経費	1,811,989	3,484,417	3,690,610	2,336,580
うち普通建設事業	1,717,828	3,289,782	2,681,704	2,328,356
その他	2,894,656	15,314,911	3,964,554	2,141,334
過疎対策事業費	157,089	90,791	188,792	689,689
歳入歳出差引額 C（A－B）	276,885	761,181	868,810	628,502
翌年度へ繰越すべき財源 D	69,083	584,474	388,159	159,514
実質収支 C－D	207,802	176,707	480,651	468,988
財政力指数	0.35	0.34	0.38	0.33
公債費負担比率	13.9	7.7	9.2	11.6
実質公債費比率	9.2	3.7	4.3	4.4
起債制限比率	6.5	3.0	2.9	3.6
経常収支比率	82.7	85.5	91.5	92.6
将来負担比率	42.0	20.9	16.9	－
地方債現在高	5,267,371	5,011,539	7,071,241	8,960,037

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成20 年度末	令和元 年度末
市町村道（m）	527,442	274,615	280,975	298,891	318,410
改良率（％）	9.2	31.9	42.9	50.2	57.5
舗装率（％）	7.3	47.3	58.4	63.7	83.7
耕地1ha当たり農道延長 （m）	0	0	0	－	－
林野1ha当たり林道延長 （m）	12.1	13.9	19.0	17.4	18.8
水道普及率（％）	48.1	58.2	67.6	69.7	78.9
水洗化率（％）	8.5	40	60.7	77.1	72.2
人口千人当たり病院、診 療所の病床数（床）	12.2	11.5	10.9	5.5	7.0

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町は、平成 14 年に過疎地域の指定を受けて以来、過疎地域自立促進計画を策定し、道路や上水道の整備などの生活環境整備、住民生活のさらなる充実と豊かさを目指すための様々な交流機会の創出や学習機会の提供、地域美化の推進、歴史文化資産や伝統行事の保存及び継承など、総括的かつ計画的な施策を実施することにより、地域の自立促進に努めてきた。

しかしながら、令和 2 年には高齢化率が 43%を超え、さらに年間の出生数が 40 人を切るようになるなど、自然減による少子高齢化に加え、原子力災害による人口減少が加速的に進行している。また、地方創生の進展や、ワーク・ライフ・バランスの推進、高齢者や女性が生涯にわたって活躍できるための環境づくりなど、社会情勢や住民ニーズの変化に的確に対応することが求められている。

こうした中、本町では以下のとおり持続的発展の基本方針を定め、住民生活にかかわる公益的機能を十分に発揮し、本町の恵まれた自然や培われた歴史・文化を活かした、持続的な地域社会の実現に努めることとする。

<基本方針>

① さらなる協働の推進

地域性を活かし、質の高い施策を展開していくため、自治会活動をとおして住民が積極的にまちづくりに参加できる機会づくりや、性別、年齢に関係なく多くの住民が生きがいを感じながらまちづくりに参加できる環境づくりが求められている。

本町では、自治会を中心とした地域づくり活動をさらに発展させ、より多くの住民参加を促すとともに、住民のアイデアや工夫を地域の資源として活用し、自治会をとおしたまちづくり活動のさらなる展開を図る。

② 人口減少と少子高齢化への対応

本町では、国や県を上回る推移で少子高齢化が進んでおり、原子力災害の影響を受け、人口の減少も加速化している。少子高齢化の進行は、労働者の高齢化とそれに続く労働力の減少に伴う地域経済への影響とともに、高齢者人口の増加による年金や医療・介護費などの支出の増大等が懸念されるため、人口流出対策とともに、少子高齢化に対応した施策の推進が求められ

ている。

特に、人口流出を抑制し、町の活性化を図っていくためには、子育て世代の定住化が不可欠であることから、子育て支援施策に重点的に予算を配分し推進する。

また、移住・定住を促進させるため、情報提供も含めた、安心して移住・定住ができるサポート体制の充実を図る相談窓口を設置するとともに、定住化促進総合支援制度の実施、空き家の有効活用等の取組を推進する。

③ 環境問題への対応

地球温暖化による農作物への影響や集中豪雨による土砂災害など、環境問題は日常生活に大きく影響しているため、住民一人ひとりが環境問題への意識を高め、住民、地域、企業及び行政が一体となった環境保全活動の展開を図る。また、本町の豊かで魅力ある自然環境を保全するとともに有効に活用していくことも必要である。

④ 産業の活性化

本町では、魅力的な就業場所の創出や安定的な雇用の確保のため、地場産業の成長支援や企業誘致の推進をしてきた。さらに、高齢化社会への対応として介護や福祉分野も含めた産業の担い手育成などに取り組んできた。今後も、この取り組みを推進していく。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による新たな生活様式により、テレワークやリモート会議などICTを活用した在宅での働き方が定着している。

このことは、地方での居住と労働を可能にするのみではなく、都市部にオフィスを構えることなく、地方に拠点を置いた事業活動の展開など、今までになかった新たな働き方の可能性を多く秘めている。これらのことを踏まえ、誰もが、働きがいを持って、元気に仕事ができるまちを目指して取り組みを推進する。

さらに、医療・介護や公共交通、買い物弱者や独居老人対策など、川俣町が持つ課題解決につながる事業を企業する者やこれから起業を目指す者に対し、起業しやすい環境や活動の拠点となる場を提供することにより、本町における安全・安心な社会基盤を構築するとともに、雇用創出及び移住

促進により川俣町の復興、再生及び中心市街地の活性化を図ることを目的とし、中心市街地に川俣町貸事業所を整備する。

⑤ 中心市街地対策

本町は伊達郡南部の中心として重要な役割を果たし、かつては中心商店街には多くの小売店、飲食店が集積し、賑わいを見せていた。しかし、車社会の進展、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化などにより、住民の購買活動範囲が町外に拡大し、それに伴い中心市街地に空き店舗が増えるとともに、家屋の老朽化なども目立ってきている。商業の振興及び中心市街地の活力・機能の向上を図っていく必要がある。

中心市街地の活力が低下する中、商店街が地域コミュニティや各種関係団体と連携しながら、商品やサービスの付加価値の向上を図るなど、住民や利用者の多様なニーズに対応できるような取り組みが促進されるように支援を行う。

⑥ 高度情報化への対応

高度情報化の進展は、住民生活や企業活動などに利便性、快適性、合理性などの向上をもたらす有効な手段であるため、地域の特性やニーズを踏まえつつ、情報化がもたらす諸問題にも留意しながら、行政や地域で情報化を進めていく必要がある。

特に、近年、若い世代に広く浸透している SNS(友人知人などの社会的つながりをオンラインで提供するインターネットサービス)を活用した情報伝達の仕組みを検討するとともに、携帯電話不通話エリアを解消するための要望活動、町内主要施設等における Wi-Fi(「ワイファイ」LAN 接続を利用し、インターネットに接続する技術)環境の整備を推進する。

⑦ 保健・医療・福祉の充実

核家族化や少子高齢化の進行、働き方の多様化などにより、保健福祉サービスへのニーズも増加しているため、行政と住民が一体となって子育て支援や高齢者の介護、自立支援をはじめとする社会的支援体制の充実を図る。また、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築に取り組んで

いく。

⑧ 教育環境の充実

本町では、平成 17 年に策定した「かわまた教育推進プラン」により、特色ある教育を実施してきた。幼稚園児から中学生までを対象に「読み聞かせ・読書学習プラン」「土曜・長期休業学習プラン」「集団体験学習プラン」の三つのプランを実施し、「確かな学力、豊かな心とたくましい子ども」の育成に取り組んできた。教育方針である「未来をひらく創造性豊かなたくましい人間」の育成に向け、必要に応じて見直しを行っていく。

また、プロスポーツ選手等による課外授業や、地域住民による放課後子ども教室「たのしい教室」など、外部や地域の人材を活用した教育機会の提供や、幼稚園教育と幼児保育両方の特徴を備えた認定こども園を設置し、幼児期からの教育の充実に努めるなど、生涯学習社会の形成を推進する。

<重点施策>

① 協働と地域間交流による活力あるまちづくり

町の魅力や活力の向上を図るうえで、住民協働は不可欠なため、自治会担当職員制度を活用し、自治会と行政の協働に努めるとともに、自治会活動をとおした住民の主体的なまちづくりへの参画促進を図る。

また、移住・定住促進のため、移住・定住相談窓口の設置、定住化促進総合対策事業の見直しや拡充、空き家等バンクの設置など施策の充実と推進を図りつつ、友好交流協定や防災協定を結んでいる市町村との交流や、地域施設の有効活用などにより、町外の住民との交流の場・機会の拡充を図り、交流が盛んな活力あるまちづくりに努める。

② 産業の活性化と雇用の創出

事業所や各種関係団体、高校などと連携して、さらなる産業の活性化と人材の育成に取り組む。さらなる企業誘致に取り組むとともに、既存企業活動の活性化や産業技術の向上を促進し、地場産業の底上げを図る。

③ 積極的な子育て支援の推進

子育て支援策を積極的に推進し、多様化する就労形態に合わせて延長保育や病児・病後児保育、一時預かり、学童保育、また、相談事業の充実など

のためこども家庭センターの活用、保育経験者の力を借りたファミリー・サポート事業など、地域一体となった施策の充実と具現化を目指す。また、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援体制を整備し、仕事と家庭、地域生活の両立が図れるよう、企業・団体等に対してはワーク・ライフ・バランスに配慮した就業形態の確立を促進する。

④ 教育への積極的な取り組み

本町では、認定こども園、小・中学校間の連携・接続強化や読書活動推進、学校の長期休業を活用した学習指導の推進、自然体験や集団での活動を中心に実施する集団宿泊体験活動の充実を図るなど、確かな学力と豊かな心が育まれる教育環境の充実に努める。

また、少子化に対応する教育環境の整備のため、空き教室活用の検討と推進を図る。

⑤ 中心市街地の活性化

商店街が地域コミュニティや各種関係団体と連携しながら、地域コミュニティの核として、高齢者などへの支援の視点も含めた商品・サービスの提供や、交流拠点としての空き店舗の活用、出かけることの楽しさを演出するためのイベントの開催、情報の積極的な発信など、自らの力とアイデアで行う活性化の取り組みを支援する。

また、住民や利用者が安全、快適に過ごすことができるように、歩道のバリアフリー化、カラー舗装、駐車場の整備、街路網の整備とあわせた住宅地の再整備及び街並みの整備などを推進する。

⑥ 原子力災害からの復興

原子力災害に見舞われた本町のすべての住民が安全・安心な生活を取り戻せるよう、健康管理対策の充実に努めるとともに、町の活性化に向けて、就労の場の確保や各産業の風評対策に努める。

山木屋地区については、生活環境の整備、営農再開、地域コミュニティの再生など様々な課題が残されている。そのため、生業となる新たな就労の場の確保や早期の除染廃棄物の搬出、防犯対策など安全・安心な環境の整備に努める。また、復興拠点を核とした地域コミュニティの形成を進めるとともに、帰還する住民も、新たな土地で生活する住民も、判断に迷ってい

る住民とともに地域を支え合うことのできる仕組みづくりを検討する。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

下記（７）の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標として、町の人口について、以下の目標を設定する。

① 人口全体

本町では、人口ビジョンにおいて、令和 22 年（2040 年）における人口を 9,000 人程度で維持することを目標としている。

そこで、本計画においては、令和 13 年における目標として、社人研推計では 10,223 人となる見込みであるところ、10,532 人で維持することを目指す。

基準値	目標値
12,170 人（令和 2 年）	10,532 人を目指す （令和 13 年）

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を実効性のあるものとして推進するため、毎年、政策推進課において進捗状況を取りまとめ、地方創生に関する取り組みの一環として、毎年 9 月頃に外部有識者会議「川俣町振興計画審議会」において確認・評価を行う。

（７）計 画 期 間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づくすべての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に定める基本的な考え方に従うこととし、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設等マネジメントの基本理念

本町の公共施設等を取り巻く現況や課題を認識するとともに、第5次川俣町振興計画、川俣町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略、川俣町都市マスタープランなど関連諸計画との整合性を踏まえたうえで、公共施設等マネジメントの基本理念を次のとおり定めます。

住民と行政との協働によってつくる持続可能なまち川俣町

(2) 公共施設等マネジメントの基本方針

上記の理念のもとで公共施設等マネジメントの基本方針を次のとおり定め、今後展開する全ての施策は、この方針に則り実施します。

1. 施設総量の最適化

- ・ 原則として新たな機能を有する公共建築物の整備は可能な限り抑制することとし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。
- ・ 財政規模や人口減少に見合う公共建築物保有量を定め、段階的縮減を実施します。

2. 施設と機能の分離による公共サービスの再構築

- ・ 公共建築物が持つ機能に着目し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合・複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化、などあらゆる可能性を検討します。
- ・ 既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地については、売却や貸付を行いその有効活用を図ります。

3. ライフサイクルコストの最適化

- ・ 維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者の負担の見直しを進めます。
- ・ 予防保全を適正に導入して修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。
- ・ 管理コストと公共施設の使用料の現状に基づき、適切な受益者負担のあり方と管理方法のバランスを検討します。

4. まちづくりと連動した戦略的なマネジメントの推進

- ・ 振興計画や都市マスタープランなどにおける将来のまちの在り方を見据え、公共建築物の再配置を行います。

- ・ 不要となった公共施設跡地の活用や公共建築物との合築により民間サービス機能の誘導を行うなど、既存ストックを有効活用することにより、まちづくりと連動した戦略的なマネジメントを行います。

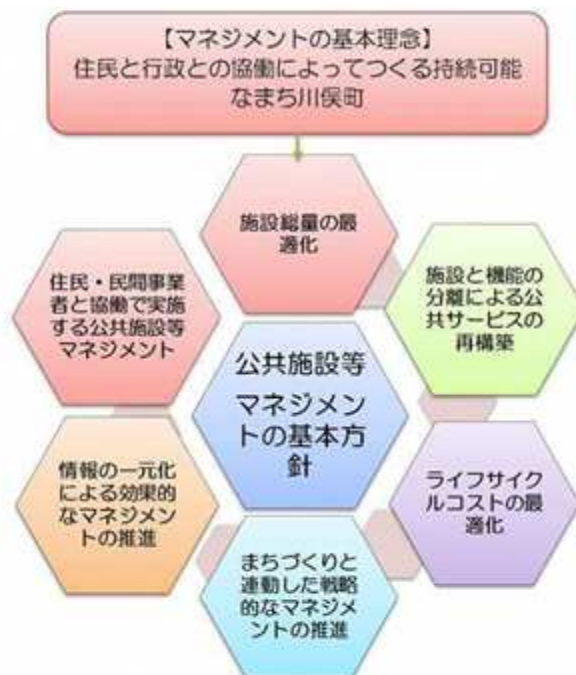
5. 情報の一元化による効果的なマネジメントの推進

- ・ 全ての情報の一元化を図り、必要な情報を必要とされるところに速やかに提供することによって効率的・効果的な意思決定を促します。
- ・ 一元化された情報を基に、住民、議会、民間事業者及び庁内関係部署の公共施設等マネジメントに関わる情報共有を促します。

6. 住民・民間事業者と協働で実施する公共施設等マネジメント

- ・ 公共施設等の現状と課題や財政への影響等を分かりやすく住民に提示することにより、公共施設に係る意識の共有や公共施設マネジメントを推進するための理解を促し、住民と協働で問題解決に取り組みます。
- ・ 地域で維持管理や運営を行うことで利便性の向上や活性化が図られる施設については、コミュニティ活動拠点の整備を検討し、機能統合の方向性を確立します。
- ・ PPP/PFI手法の導入により、民間事業者の資金やノウハウを活用し、施設の整備、更新、維持管理、運営をより効果的・効率的に行うとともに、質の高いサービスを提供します。

図表 3.5 マネジメントの基本理念と基本方針



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

原子力災害の影響により少子高齢化や人口減少が急速に進んでおり、地域住民間のつながりの希薄化や、生活環境の維持が難しくなること等が懸念される。特に平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除された山木屋地区は、令和 7 年 4 月 1 日時点で帰還率は 52.8%であり、高齢化率は 60%を超えている状況である。

このような中、本町では、移住・定住に関する各種奨励金の実施、本町での暮らしを体験できる「おじまふるさと交流館」などの自然体験宿泊施設を活用した移住体験の実施、空き家バンクの整備等を行ってきた。

これまでの施策の検証を踏まえながら、新たな施策についても検討を進めていく必要がある。

② 地域間交流

広域圏内交流として福島圏域連携推進協議会 婚活イベント スタンプラリー福島「道の駅」連絡会への参加及び協力、特産品祭などへの参加、川俣シャモまつりの福島市での開催などに取り組んでいる。地域創生が進む中、広域での交流と連携の重要性はますます高まっており、今後も広域圏交流の促進が求められる。

また、東京都江東区との友好交流協定やふるさと大使などを通じて都市部との交流を図っている。

また、防災協定を愛知県日進市、栃木県野木町、長野県木祖村、栃木県真岡市、香川県三木町と取り交わしたほか、東京都江東区とは、本町からの避難者受入受諾文書の取り交しを行い、交流のあった市町村との結びつきが深まっている。

地域間の交流活動は、豊かな自然や歴史を有する本町の良さを再発見する機会になるとともに、教育文化の向上や地域経済の活性化にもつながることが期待されるため、住民同士の活発な交流を目指していくことが求められる。

(2) その対策

① 移住・定住

本町への定住や二地域居住を希望する方に対し、移住体験ができる施設の情報や空き家情報、各種支援制度など移住・定住に関する本町の情報を集約したポータルサイトやパンフレットなどの作成を検討し、相談窓口及び情報提供体制の強化に努める。また、本町での暮らしを体験できる「おじまふるさと交流館」などの自然体験宿泊施設を活用した移住体験の実施を行うほか、移住・定住に関する各種奨励金等の既存事業について見直しや拡充を行うとともに、移住者を対象としたチャレンジショップの整備など、新たな施策について推進する。

また、地域おこし協力隊の設置による地域に密着した協力活動を行うことで、移住交流、産業振興、震災復興、伝統文化の継承、地域資源の発掘等により、地域力の維持及び地域の活性化の促進を図る。

② 地域間交流

ア 広域圏内交流の推進

近隣市町村と調整を図りながら、今後も積極的に広域連携を強化し、交流事業を推進する。

イ 都市部との交流推進

東京都江東区などをはじめとする都市部との交流活動を継続し、更なる交流人口の拡大を図るとともに、幅広い交流活動が町の活性化や定住促進につながるように努める。また、地域づくりインターン事業の充実を図るとともに、インターン終了後も地域と交流できるような機会の創出に努める。さらに、本町の交流活動の拠点として、「おじまふるさと交流館」の活用を促進する。

ウ 町の資源を活用した交流の促進

フォルクローレや川俣シャモ、川俣シルクなど、町内で育まれた文化や特産品などを活用した交流活動の促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業			
	移住・定住	川俣町移住・定住推進 事業 移住・定住に係る費用 の一部を支援すること により定住人口の増を図る	川俣町	移住・定住人口の増を図る事業 であり、将来に及ぶ効果が見込 まれる。
		体験農園運營業務 後継者不足の確保や新 たな農産物の創出を図 る。	川俣町	移住者の中で更に新規就農人 口の増を図る事業であり、将来 に及ぶ効果が見込まれる。
		川俣町貸事業所運営事 業	川俣町 (指定管理者)	本町が持つ課題解決や復興・ 振興につながる事業を行う者 に対して、事業の場を提供する ことで、安全・安心な社会基盤 の構築を図る。
		地域おこし協力隊活用 事業	川俣町	地域おこし協力隊の設置による 地域に密着した協力活動を行 うことで、移住交流、産業振興、 震災復興、伝統文化の継承、 地域資源の発掘等により、将来 へ向けた地域力の維持及び地 域の活性化を促進するもので あり、将来に及ぶ効果が見込 まれる。
	地域間交流	川俣ふるさと大使事業 川俣ふるさと大使による 地域間交流	川俣町	懇談会や交流会の開催により、 町政振興に関する意見や提案 をいただき、町政に反映させる 事業であり、将来に及ぶ効果 が見込まれる。
		おじまふるさと交流館の 運営及び関連事業の実 施	川俣町	地域資源を活用した自然体 験、農業体験、スポーツ活動 を通じて交流人口の拡大を図り、 定住促進につながるよう、地域 との連携を密にして管理運営 を行う事業であり、将来に及ぶ 効果が見込まれる。
		地域づくりインターン事 業 インターン生による農 業体験を通じた交流	川俣町	農業体験を主なメニューとする インターンを受け入れ、都市部 の学生たちと農業体験を通じて 交流を行い、農業の素晴らし さ、川俣町の良さを見つけても らい、将来へ向けて地域の活 性化を図るものであり、将来に 及ぶ効果が見込まれる。

		町の特産品である川俣シャモを PR するため川俣シャモまつり実行委員会へ補助金を交付し、将来へ亘り交流人口や関係人口の増加を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。	川俣シャモまつり 実行委員会	町の特産品である川俣シャモを PR するため川俣シャモまつり実行委員会へ補助金を交付し、将来へ亘り交流人口や関係人口の増加を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
--	--	--	-------------------	--

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は米作が中心で、標高の高い地域では畜産や花きなどが中心となっているが、農家総数は昭和 40 年以来令和 2 年度までで 87.7%減少大幅に減少している

これは、農産物需給の不均衡や農産物輸入の自由化などによる経営環境の悪化や、原子力災害の影響による、労働力の他産業への流出増加にともなうものである。

こうした中、本町では農業経営の改善などを計画的に進めようとする認定農業者の育成及び支援や、認定後の農業経営改善計画の実現に向けたフォローアップ、さらに農業経営の規模拡大や流通・販売への進出など、経営の伸展段階に応じ、農業法人への誘導を推進してきた。また、農家の女性たちが取り組んでいる地域サロンや、農産物直売所の運営、中心市街地での市場の開催を支援してきた。

東日本大震災による原発事故後は、農地除染や米の全量全袋検査の実施などの対策を行い、近年では、山木屋地区の農地保全管理を目的とした粗飼料生産流通拠点施設の整備や、アンスリウム栽培の推進などの施策を行ってきたところである。

今後も農業活性化に向けて、担い手の育成や営農体制の強化、特産品などのブランド化、6次産業化やインターネットによる販売機能の強化、農作物や花きの新しい生産方法・体制・流通体系の確立、観光業との連携など、農業振興のための支援を図っていく必要がある。

また、農業従事者の高齢化、担い手不足により増加傾向にある遊休農地等地については、耕作放棄地全体調査に基づき解消に努めており、今後は農業者間の連携化及び組織化や農地への復旧事業などを推進していく必要がある。

○農家数、農家人口等の推移

年	総農家数 (戸)	農家人口 (人)	専業 (戸)	第一種兼業 (戸)	第二種兼業 (戸)
昭和40年(A)	2,188	13,629	342	1,161	685
昭和45年	2,104	11,862	189	1,032	883
昭和50年	2,001	10,461	174	732	1,095
昭和55年	1,914	9,707	166	650	1,098
昭和60年	1,809	9,179	165	376	1,268
平成2年	1,724	8,644	143	198	1,383
平成7年	1,618	7,745	147	173	1,298
平成12年	1,024	6,692	133	131	760
平成17年	771	5,501	139	103	529
平成22年	667	2,815	131	85	451
平成27年	353	1,346	79	15	259
令和2年(B)	271	937	—	—	—
増減数 (B)－(A)	△1,917	△12,692	—	—	—
増減率(%)	△87.7	△93.1	—	—	—

(資料 農林業センサス(平成12年以降の総農家数、専業、第一種兼業及び第二種兼業は販売農家のみ))

② 林業

林業については、国産材価格の下落や生活様式の変化、森林整備のコスト高騰などにより低迷するとともに、山林所有者の高齢化、担い手不足により、森林荒廃が進んできたが、特に原発事故により放射性物質が飛散し、森林荒廃を大きく拡大した。

現在は、間伐等の森林整備と放射性物質の動態に応じた表土流出防止策などの対策を一体的に行う「ふくしま森林再生事業」が実施されているほか、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の運用など林業の再生・復興が期待されている。

○保有形態別林野面積

(単位：ha)

年	国有林	民有林	
		公有林	私有林
昭和40年(A)	884	669	7,367
平成20年	831	724	6,900
平成26年	831	752	6,857
令和元年	831	741	6,922
令和5年(B)	831	716	6,828
増減数(B)－(A)	△53	47	△539

(資料 福島県森林・林業統計書)

○民有林林種別森林面積、材積

(単位 面積：ha、材積：m³、増減率：%)

年	総面積	普通林面積	普通林立木地			
			人工林		天然林	
			面積	材積	面積	材積
昭和40年 (A)	8,036	7,959	1,878	114,668	6,081	125,479
平成20年	7,696	7,420	2,655	1,156,923	4,675	506,090
平成26年	7,689	7,342	2,551	1,289,522	4,661	581,048
令和元年	7,715	7,370	2,536	1,480,384	4,679	705,562
令和6年 (B)	7,595	7,235	2,383	1,292,752	4,709	606,134
増減数 (B)－(A)	△ 441	△ 724	505	1,178,084	△ 1,372	480,655
増減率	△ 5.5	△ 9.1	26.9	1,027.4	△ 22.6	383.1

年	制限林面積	制限林立木地			
		人工林		天然林	
		面積	材積	面積	材積
昭和40年 (A)	23	10	183	13	816
平成20年	276	166	47,777	110	11,563
平成26年	347	223	81,553	119	14,260
令和元年	346	222	136,649	119	18,190
令和6年	359	205	87,132	150	18,737
増減数 (B)－(A)	336	195	86,949	137	17,921
増減率	1,460.9	1,950.0	47,513.1	1,053.8	2,196.2

(資料 福島県森林・林業統計書)

③ 工業

工業全体の状況をみると、昭和41年から比べて令和2年では、事業所数が約8割減、従業員数で約5割減となっている。かつて町の中心産業であった絹織物業を中心とする繊維産業は、事業所数、従業者数ともに昭和41年から比べて約9割強減少している。産業構造の変化により、電機・機械などの工場が立地して新たな町の中心産業を担ってきた。一部、復興需要等により長引く不景気から業績を回復させた、あるいは業績を伸ばした業種がみられるが、全体でみると減少・縮小傾向が続いている。

こうした状況を鑑み、町内の事業所の経営基盤の強化に向けた支援体制の充実に努めるとともに、本町の経済の活性化及び雇用の場の拡充を図っていくことが求められる。

○工業の状況（従業者4人以上の事業所）

項目別 業種	事業所数			従業者数（人）		
	昭和 41年	令和 2年	増減数	昭和 41年	令和 2年	増減数
総 計	265	47	△ 218	3,816	1,862	△ 1,954
食 料	15	3	△ 12	90	74	△ 16
繊 維	208	14	△ 194	2,901	291	△ 2,610
家 具	—	—	1	—	—	19
印 刷	—	1	1	—	11	12
プラスチック	—	1	2	—	20	49
窯 業	9	2	△ 7	63	23	△ 40
鉄 鋼	—	1	1	—	40	38
金 属	1	5	4	X	287	—
はん用	3	1	1	16	9	43
生 産		3			50	
電 子	—	3	3	—	171	255
電 気	2	8	6	X	466	—
情 報	—	—	1	—	—	13
輸 送	—	3	3	—	398	442
その他	27	2	△ 25	X	22	—

※事業所数1または2の産業は、秘匿のため「X」で表示した。なお、従業者については、統計法の改正により平成17年8月以降の秘匿は解除。

※業種「はん用」及び「生産」は、産業分類改定により新設された。昭和41年の数値は「機械」を参考値として記載。（資料 工業統計調査）

○工業の状況

項目別 業種	現金給与総額（万円）			原材料使用額等（万円）			製造品出荷額等（万円）		
	昭 和 41年	令和 2年	増減数	昭 和 41年	令和 2年	増減数	昭 和 41年	令和 2年	増減数
総 計	85,637	719,884	634,247	208,000	1,844,502	1,636,502	355,475	3,127,701	2,772,226
食 料	1,367	15,052	13,685	4,773	23,876	19,103	12,066	56,309	44,243
織 維	59,128	63,634	4,506	164,410	137,314	△ 27,096	265,843	270,897	5,054
家 具	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印 刷	—	X	—	—	X	—	—	X	—
プラスチック	—	X	—	—	X	—	—	X	—
窯 業	1,117	X	—	6,500	X	—	9,142	X	—
鉄 鋼	—	X	—	—	X	—	—	X	—
金 属	X	127,408	—	X	266,218	—	X	375,981	—
はん用	404	X	—	559	X	—	1,337	X	—
生 産		16,247			26,698			68,185	
電 子	—	72,236	64,689	—	541,882	553,266	—	670,267	670,267
電 気	X	174,440	—	X	382,614	—	X	643,385	—
情 報	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸 送	—	214,320	—	—	331,938	—	—	842,124	842,124
その他	X	X	—	X	X	—	X	X	—

※事業所数1または2の産業は、秘匿のため「X」で表示した。なお、従業者については、統計法の改正により平成17年8月以降の秘匿は解除。

※業種「はん用」及び「生産」は、産業分類改定により新設された。昭和41年の数値は「機械」を参考値として記載。
(資料 工業統計調査)

④ 商業

本町の商業地はかつて、中心商店街に集約していたが、近年は郊外の国道114号沿いに商業施設が立地するようになり、近隣市町村からの消費者も呼び込んでいる状況にある。

町内の商店数を昭和43年と令和3年で比較すると、全体では約7割減少し、法人・個人別では、法人企業が約3倍増加しているのに対し、個人企業は7割弱減少しており、令和3年においても、全体の商店数、従業者数は減少傾向を示している。

中心商店街は人口減少、車社会の進展、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化などにより買い物客が減少、分散し、後継者が少なくなったため、空き店舗が増加している。中心商店街は商業活動のみならず、住民同士の交流や訪問者とのふれあいの場でもあり、活気あるまちづくりや市街地の生活環境機能の向上などの役割も果たしている。

そのため、本町では平成26年3月に川俣町中心市街地活性化基本計画を

策定するとともに、各種関係団体への支援や、コミュニティ施設商店街活性化事業、夏祭りからりこフェスタ、商店街街路照明事業、各種事業への支援を行っている。また、平成22年からは川俣町空き店舗活用事業を実施し、空き店舗の活用促進を図っている。

今後もこうした支援を継続するとともに、商店街の連携体制の強化、農業及び工業との連携施策の推進、地域コミュニティや各種関係団体と連携した取り組みの促進、空き店舗の有効活用など、魅力ある商店街づくりに向けて取り組んでいくことが求められている。

○商業の状況

年 次	小 売 業				卸 売 業			
	商 店 数			従業者数	商 店 数			従業者数
	総数	法人	個人	(人)	総数	法人	個人	(人)
昭和 43年	389	27	362	1,068	49	14	35	224
54年	350	51	299	965	42	20	22	224
57年	369	60	309	995	45	20	25	200
60年	330	—	—	956	44	—	—	200
63年	313	59	254	938	34	19	15	172
平成 3年	293	66	227	941	43	22	21	207
6年	282	72	210	990	37	21	16	174
9年	266	83	183	1,079	32	18	14	170
11年	255	—	—	1,032	29	—	—	136
14年	236	86	150	992	26	16	10	136
19年	192	85	107	966	30	14	16	144
26年	131	—	—	756	18	—	—	95
28年	129	—	—	696	19	—	—	149
令和 3年	114	—	—	725	17	—	—	93

(資料 商業統計調査(平成26年まで)、経済センサス(令和3年))

○商業の状況

(単位：百万円)

年 次	小売業年間 販売額	卸売業年間 販売額
昭和 43年	1,915	1,990
54年	8,143	4,922
57年	11,072	6,041
60年	10,519	6,081
63年	11,085	5,371
平成 3年	13,057	6,123
6年	14,238	5,540
9年	18,634	5,026
11年	14,654	3,773
14年	12,682	3,857
19年	12,525	4,189
26年	14,176	2,740
28年	13,825	5,895
令和 3年	12,225	1,784

(資料 商業統計調査)

⑤ 観光・レクリエーション

本町には、山野草豊かな里山や、樹齢 400 年を超える秋山の駒ザクラをはじめとする美しい自然、コスキン・エン・ハポン、川俣シャモまつり、からりこフェスタ、ロードレース大会などの町内外から多くの人が訪れるイベントなど、魅力ある観光資源を有している。また、近年では、町の観光拠点となる道の駅川俣シルクピア施設や、旧小学校校舎を活用した自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」、「羽山の森美術館」など、観光基盤の整備が進んでいるほか、地区住民が栽培する「ざる菊」を観光資源として活用する取り組みが地域で推進されている。

テレビドラマのモデルとなった「古関裕而」氏や現在も発掘調査が行われている前田遺跡など、本町にはこれまで十分に活用されてこなかった観光資源があり、町内とのゆかりがある人物や歴史・史跡、伝統産業など、新たな観光資源の洗い出しを行い、観光・交流資源としての活用を図ることが求められ

る。また、観光は経済的な効果だけでなく、町外の訪問者との交流促進にもつながるため、今後も積極的な情報発信やグリーンツーリズムなど産業間の連携による観光振興を行うとともに、住民との協力による魅力あるイベントの開催、新たな観光資源の開発などに努めながら、体験型、反復型、通年型の観光のまちづくりを推進していくことが求められている。

○川俣町各種イベントの状況（参加人数は令和6年度の数値）

イベント	日 時	場 所	参加人数 (人)
川俣ロードレース大会	5月第4日曜日	川俣町中央公民館 スタート・ゴール	506
川俣夏祭りからりこ フェスタ	8月14日	中心市街地	5,000
川俣シャモまつり	5月上旬	中央公民館	12,000
ふくしま三大鶏フェス	10月下旬	中央公民館	12,000
コスキン・エン・ハポン	10月第2 土、日、月曜日	中央公民館	7,200
春日神社祭礼	10月中旬	春日神社・町内	5,000
絹 市	10月第4土、日曜 日	中央公民館	800
大津ざる菊園開放	10月下旬～11月 中旬	川俣町字館ノ腰地内	1,500
シルクピア施設 (年間来客数)			222,342

※ コスキンパレードは休止中。

(2) その対策

① 農業

(農業生産体制の整備)

ア 担い手の確保及び育成

担い手の確保及び育成を図るため、生産性や品質の向上などにより収益性の高い地域農業の確立を目指して、研修会の開催や制度資金の利子補給、町の農業に関する補助事業など各種施策の充実に努める。

イ 魅力ある農業の振興

特産品であり全国的に知られるようになったブランド鶏「川俣シャモ」や、長い歴史を持つ養蚕、山木屋地区で生産再開されたトルコギキョウや新たに生産を開始したアンスリウムをはじめとする花卉栽培など、各種団体等が行う地域の強みを活かした農業振興を支援し、促進するとともに、都市住民との農村交流を活性化し、魅力ある農業の振興を推進する。

ウ 販売機能の強化・充実

関係機関と連携し、出荷・加工・販売体制の強化を図る。また、産業の6次化や、新たな農産物のブランド化を促進する。

エ 小規模ビジネス起業への支援

農家の女性たちによる農産物の加工や直販などの小規模ビジネスの起業や町内外の商業団体との連携による協働事業化への支援を図るため、加工機械の整備を推進する。また、地域ブランドの形成を図るため、アドバイスや支援などを行う。

オ 地産地消の推進

平成26年度に策定された「第二次健康かわまた21計画」に基づき、町内で生産された農林畜産物の購入促進など地域内自給を高める運動を住民とともに進め、健康的な食生活の普及、食文化の継承に努める。また、農業分野に限らず、商・工業分野とも連携して特産品づくり等の振興を図りながら、地域の活性化と都市と農村の交流の促進につなげていく。

(農村環境の整備)

ア 農業基盤の整備

中山間地域は地形条件に応じて、コストや環境に配慮した基盤整備を推進する。また、人・農地プランの策定を推進し、中間管理機構を利用して担い手が一括管理出来る体制の整備を図ることにより担い手不足解消や農地の管理を支援する。生活道路、農道及び林道については、非農家を含めた地域住民の手による簡易な道路整備事業の導入を図る。

イ 遊休農地等対策の推進

遊休農地等については関係機関と連携し、解消方法の検討及び実施を図るとともに、遊休農地等対策関連事業の周知・普及に努める。また、山林化した農地については、労力が少なくても取り組める倒木による菌茸栽培や紅葉した枝物採集など、林産資源を活用した仕事の創出を図る。

ウ 有害鳥獣対策の推進

農産物の生産に深刻な被害をもたらす有害鳥獣の駆除については、有害鳥獣被害防止計画に基づき施策を推進するとともに、補助事業の活用も含めて防護柵の導入や駆除対策を強化し、被害拡大の防止に努める。

② 林業

ア 担い手の育成

林業後継者の育成に努めるとともに、地域林業の担い手との連携強化を図る。

イ 小規模ビジネス起業への支援

県やインキュベート事業（起業家の育成や、新しいビジネスを支援する事業）を行っている県インキュベート施設ネットワーク協議会などとの連携を強化し、木材資源の活用事例や相談などに応じながら、間伐材を利用した6次産業化や起業化に向けた支援を行う。

ウ 木材利用の促進

町内の木材を利用した住宅を建設する際に奨励金などを交付する川俣町林業等活性化対策奨励金交付制度の活用促進を図る。また、木工職人

や木工デザイナーなどとの交流を深めるなど、木材の利用促進を図る。

エ 森林レクリエーションの振興

都市部などとの体験交流事業を兼ねながら、里山保護、森林保護の支援者の確保に努める。

オ 作業道の整備

原子力災害の影響により森林整備が停滞しているため、作業道の整備を図るとともに、治山による防災機能の保全を図る。

③ 工業

(既存企業への支援)

ア 経営基盤の強化

県や各種関係団体と連携し、経営相談や経営指導、技術開発に努める。また、異業種交流の促進、新規事業進出への支援、産学官の連携、融資制度の活用促進などにより、既存の地域企業の技術の高度化と経営基盤の強化を図るとともに、技術開発や設備投資などを支援するため、情報発信に努める。

イ 販売機能の強化・充実

消費者ニーズの多様化に対応し、情報発信の強化、販売ルートの開拓、イベントとの連携などによる販売機能の充実を促進する。また、地域ブランドの組織的な維持に向けて事業者間の相互交流促進に努める。

ウ 環境にやさしい事業所づくりの促進

二酸化炭素排出抑制対策など環境対策の設備投資などの補助・融資制度を検討するなど、消費者や環境にやさしい企業づくりを支援する。

エ 都市部との産業交流の促進

生産性の向上に向けた技術の高度化、製品の開発力、市場投入の強化を図るため、都市部などの地域産業の事業者や大学などとの技術や情報の交流促進に努める。

(起業家への支援及び企業誘致の促進)

ア 繊維産業の後継者の育成

絹織物業・繊維産業は本町の伝統産業であるため、県や各種関係団

体と連携し、その特徴を生かした製品づくりを進めるため、担い手の確保、育成に努める。また、各企業が行う新商品の開発・販売などの支援を行う体制構築を図るとともに、アドバイザーの確保ができるよう各種支援制度の周知に努める。

イ 起業家への支援

長年培われた伝統技術や恵まれた自然環境を活かし、農産物加工品や新たな特産品の製造など、研究機関や各種関係団体などと連携し、多様な起業家への支援に努める。また、関係機関との連携強化による起業支援を行うとともに、産業競争力強化法に基づく創業支援や空き店舗活用の事業紹介など、総合的な支援に努める。

ウ 企業誘致活動の推進

本町の工業団地の基本情報や優遇制度について、県や県北地域・関係機関などと連携し、情報発信を効果的に実施しながら、地域住民の雇用の受け皿となる企業の誘致に努める。

また、安定した雇用の確保に向けて、効果的な求人を行うための研修実施や合同就職説明会の開催など積極的な支援に取り組む。

④ 商業

(魅力あふれる店舗展開の促進)

ア 経営基盤の強化

各種団体と連携し、商店街の診断や個別商店の経営診断の促進とともに、経営に関する研修会や講習会など指導の充実を図る。また、中小商工業者向けの県の融資制度の周知や相談体制の充実などに努める。

イ 情報技術の活用促進

在庫・品質管理や購入傾向の分析、インターネットを利用した情報発信や販売の促進など、商業者の情報化を支援する。また、本町の中でも集客力のある道の駅川俣を起点とした積極的な情報発信により、街なかへの回遊性を高め、商店街の活性化を図る。

ウ 商業者の交流の促進

各種団体と連携し、後継者の確保及び育成のため、民間企業の支援

を検討しながら、若手経営者などのグループ活動を支援し、情報交換や研修、専門家との交流の機会づくりに努める。また、町の各種事業やイベントなどで農業や工業の異業種との交流を促進し、新たなビジネスの確立を目指す。

エ 起業家支援の促進

町特産品等を活用した創業やコミュニティビジネスの起業に対する重点的な支援を行う。

(商業環境の整備)

ア 商業基盤の整備

街路灯の整備、歩道のバリアフリー化、駐車場・駐輪場の整備、街路の整備とあわせた街並みの整備など、中心商店街の環境整備に努める。また、福島県商業まちづくりの推進に関する条例に規定する商業まちづくりの推進のための基本的な方針である「福島県商業まちづくり基本方針（令和元年7月改定）」に基づき、食料品や日用品を身近な場所で購入できるよう、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を目指して、商業の振興と適正な土地利用に一体的に取り組み、本町のまちづくりに調和した小売商業施設の適正な配置を推進する。

イ 大型小売店舗立地の適正な誘導

大規模小売店舗の進出に際しては、大規模小売店舗立地法に基づき周辺地域の生活環境の保持に努めるほか、景観の保全に努め、適正な社会的規制の誘導を図る。また、川俣町空き店舗活用事業により空き店舗の活用促進を図り、中心市街地の賑わいの創出に努める。

⑤ 観光・レクリエーション

(観光資源の保存、整備及び創設)

ア 観光資源の保存、整備

史跡や文化財の保存及び継承、山木屋の獅子舞や川俣羽二重、川俣紫染めなどの伝統文化の継承に努める。また、「羽山の森美術館」を活用し、本町にゆかりのある芸術作品などを保存及び展示するとともに周知し、利用促進を図る。

イ 体験型観光の振興

遊休農地等を利用した農業体験や市民農園などを行う農業体験交流組織の設立検討など、グリーンツーリズムをはじめとする農業や自然環境を生かした体験メニューの充実を図る。また、「おじまふるさと交流館」や「からりこ館」などの体験施設の活用や、多様な企画展やイベントを積極的に開催し、利用促進を図る。

ウ 観光資源の充実

コスキン・エン・ハポンのような、住民によるイベントや自然環境の整備など、観光資源の充実に努めるとともに、観光資源のネットワーク化を図る。また、「峠の森自然公園」や、「おじまふるさと交流館」の利用促進に努め、交流人口の拡大を図る。

(魅力ある観光地づくり)

町内の古民家を生かした観光資源づくりなど、新たな観光素材の掘り起しを行うとともに、複数イベントの同時開催や新たなイベントの検討など既存資源の磨き上げを行い、観光資源の充実に努める。あわせて、相馬福島道路の開通によるアクセスの向上を踏まえつつ、周遊ルートの検討など近隣市町村と連携し広域的な観光地づくりにも努める。

(PR活動の推進)

観光情報の発信については、訪問者の年齢やライフスタイルを想定したマーケティングにより PR 活動を推進するとともに、観光に特化したホームページの作成や Facebook などの公式アカウント開設など、インターネットや SNS も含めた多様なメディアの活用により、PR の強化とタイムリーな情報発信に努める。

また、モニターツアーの実施や、町内主要施設への Wi-Fi 環境の整備により、SNS などの活用によって、来町者や住民自らが情報発信源となるよう検討するとともに、道の駅を活用した観光情報の集約と発信に努める。

⑥ その他

(勤労者福利厚生事業)

町内の企業で就労する方々の雇用環境の改善等を目的として活動している川俣地区労働福祉協議会に対し補助金を交付することで、労働者保

護を図る。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
２ 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	用排水路整備事業(小 綱木字楚理草地区) 用水路 L=260m	川俣町	
		用排水路整備事業(秋 山字蟹沢地区) 用水路 L=800m	川俣町	
		用排水路整備事業(古 内前地区) 用水路 L=30m	川俣町	
		用排水路整備事業(羽 田字甲石地区) 用水路 L=30m	川俣町	
	(3)経営近代化 施設	松沢上ため池測量設計 修繕工事	福島県・川 俣町	重点防災ため池である松沢上ため池を改 修し、災害に備え、かつ農業用水としての 働きを維持するもの。
	(9) 観光又はレ クリエーション	峠の森自然公園整備事 業 施設維持管理	川俣町	四季を通して自然愛護の思想の高揚と健 康の増進が見込まれる。
	(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	第1次産業	地域計画策定 機構集積協力金の交 付	川俣町	農地を担い手が一括管理出来る体制の整 備を図るものであり、将来に及ぶ効果が見 込まれる。
		中山間地域等 直接支払事業交付金	集落協定・ 認定農業者	将来に亘って農業を可能にするための事 業であり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		有害鳥獣捕獲及び被害 防止柵の設置推進	川俣町	有害鳥獣による農作物被害の抑制と農業 経営の安定を図る。
		多面的機能交付金事業 用水路の保全活動に 対する交付金	認定団体	将来へ向けて農業・農村の多面的機能の 維持・発揮を図るための事業であり、将来 に及ぶ効果が見込まれる。
		地域住民による道路整 備事業 用水路、作業道に係る 建設資材等の支給	川俣町	用水路、作業道整備のための事業であり、 将来に及ぶ効果が見込まれる。

		森林環境譲与税活用事業(森林経営管理制度)	川俣町	手入れ不足の人工林の間伐等の森林整備を推進し、土砂災害発生の危険性を抑制する。
		森林環境交付金事業	川俣町	町内の小学校2校(川俣小、山木屋小)で森林環境学習事業を、実施し、森林環境学習や自然体験を通して、森林の環境に関心を持ってもらい、森林を守り、育てていくことを学ぶ。
		ふくしま森林再生事業 除伐、間伐、受光伐、作業路	川俣町	将来へ向けて森林の再生を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		松くい虫防除事業 松くい虫の防除	川俣町	将来へ向けて森林資源を残すためのものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	商工業・6 次産業化	川俣町中小企業経営合理化資金預託事業 金融機関への資金預託	川俣町	町内金融機関に預託契約に基づき資金を預託し、中小企業や個人事業者への円滑な資金融資を促すことにより、将来へ向けて産業の活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		川俣町中小企業経営合理化資金融資制度信用保証料補助事業	川俣町	中小企業経営合理化資金の融資を受ける際の信用保証料の一部を補助することにより、円滑な融資を促進し、将来へ向けて産業の活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金利子補給事業	川俣町	日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金の融資を受けた中小企業者や個人事業者の融資利率の0.5%以内の額の利子分を補給し、将来へ向けて経営改善と産業活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		川俣町中小企業経営合理化融資制度利子補給事業	川俣町	中小企業経営合理化資金の融資を受けた中小企業者や個人事業者の融資利率の0.5%以内の額の利子分を補給し、将来へ向けて経営改善と産業活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		織物業振興事業 福島県織物同業会への支援	福島県 織物同業会	町の伝統産業である織物業者の団体である、「福島県織物同業会」の運営に係る経費の一部を補助することにより、将来へ亘って産業の活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		絹市事業 運営補助	絹市 実行委員会	農業、商業、工業の振興を目的として「絹市」を開催し、農商工連携の促進と将来へ亘る産業の活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		街なか駐車場管理運用事業 駐車場借り上げ	川俣町	町営駐車場を整備し、中心市街地の将来へ亘る活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

		川俣町空き店舗活用事業 経費補助	川俣町	中心市街地の将来へ亘る活性化を図るため、賃貸により空き店舗を集客に役立つ施設等として活用する事業者に対し、補助金を交付するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		商工業振興事業 商工会運営補助	商工会	将来へ亘る商工業の活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		川俣シャモ料理研究会 運営事業 運営補助	川俣シャモ料理研究会	町を代表する特産品である川俣シャモの販売を促進するため、川俣シャモを取り扱う飲食店で構成する川俣シャモ料理研究会に対し、補助金を交付することにより、新メニューの開発やレベルアップを支援し、将来へ亘る町外からの誘客拡大によって地域活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	観光	川俣夏祭り「からりこフェスタ」事業 運営補助	川俣夏祭り実行委員会	子ども盆踊り、川俣音頭踊り流し等、盛りだくさんの催しを開催する川俣夏祭り実行委員会に対し、事業費の一部を補助することにより、将来へ亘る町外からの誘客拡大によって地域活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		道の駅事業 シルクピア施設の維持管理	川俣町	道の駅川俣への将来へ向けたさらなる誘客を促進するため、構成施設間の連携強化を図りお客様満足度や観光資源としての価値を高め、道の駅を拠点とした交流事業を推進するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		観光振興事業 町観光協会への補助	川俣町観光協会	観光みやげ品の開拓や、観光マップ等を整備する川俣町観光協会に対し、事業費を補助することで、将来へ亘る町外からの誘客拡大によって地域活性化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	その他	勤労者福利厚生事業 川俣町労働福祉協議会に対する補助	川俣地区労働福祉協議会	町内の企業で就労する方々の雇用環境の改善等を目的として活動している川俣地区労働福祉協議会に対し補助金を交付することで、将来へ亘る労働者を保護するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
川俣町全域	製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

① 各業種に共通の施策

減価償却の特例や地方税の課税免除の対象となる事業について、
県や他市町村・関係機関などと連携し、積極的に周知を行い、制度の
活用の促進を図る。

② 製造業

上記(2)③「工業」のとおり。

③ 農林水産物等販売業

上記(2)①「農業（農業生産体制の整備）」、同②「林業」及び同④
「商業」のとおり。

④ 旅館業

上記(2)⑤「観光・レクリエーション」の施策により観光客入り込
み数の増に努めることで、旅館業の振興を図る。

⑤ 情報サービス業等

「川俣町産業再生・復興に係る企業立地支援補助金」の活用促進によ
りデータセンターの立地を図るほか、本町の工業団地の基本情報や優
遇制度について、県や県北地域・関係機関などと連携し、情報発信を効
果的に実施することで、情報サービス業等の振興を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、平成 14 年度に「川俣町情報化基本構想」を策定し、地域情報化や電子自治体の推進とともに、住民サービスの向上や、効果的・効率的な行政運営を図るため、※ I C T を積極的に活用した事業に取り組んでいる。

また、平成 22 年度には光ファイバーを使用した超高速ブロードバンドサービスが町内全域において利用できるようになり、携帯電話の不通話エリアの段階的解消やと併せて、高度な情報通信基盤の整備が進められている。

全国で 5 G サービスが開始され、情報通信技術の発展や情報通信基盤等の環境整備が急速に進展している中、今後も、高度な情報通信基盤による情報通信ネットワークを活用し、住民生活の利便性、快適性の向上、地域産業の振興など、多様な事業推進を積極的に推進していくことが求められている。

また、それらに合わせて、※情報リテラシーの向上や※デジタルデバイドの解消、個人情報の保護などのセキュリティ管理に対する課題への対応なども取り組んでいく必要がある。

※ I C T : 情報通信技術のことで、I T (情報技術) に通信

(Communication) を加えたもので、海外では、I T よりも I C T のほうがよく通る名称となっている。

※情報リテラシー: 情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合である。

※デジタルデバイド: コンピュータをはじめとした各種情報機器を所有しているかいないか、また、それらの機器の操作に習熟しているかどうか、それらの機器を使ってインターネットなどの各種情報を取得できる環境があるかどうかなどによって生じる、機会、待遇、貧富などの格差のこと。

(2) その対策

(地域情報化の推進)

ア 地域情報化の推進体制の強化

川俣町電子社会推進本部体制による推進を基本とし、積極的かつ効果的な計画の策定と実施を図る。

イ 情報教育・情報学習の充実

学校教育や生涯学習などを通じてパソコンなどの情報技術習得の支援を図るとともに、氾濫する情報を蓄積・整理し、有益な情報を活用することができる人材の育成に努める。

ウ 情報発信の促進

町ホームページの充実など積極的な活用を図り、地域や行政の情報発信を促進し、町のイメージアップと地域産業の活性化、住民生活の利便性向上につなげる。

また、ホームページの各課コンテンツの充実に向けては、職員向けの研修を開催し、ホームページ運営の活性化を図る。

情報発信の方法については、ホームページのみならず SNS などの活用を図ることで、行政だけでなく住民による情報発信を促し、広報力の強化に努める。また、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえた Wi-Fi 環境の整備により、来町者が情報を取得しやすい環境を整える。

エ 事業所などの情報化の促進

地域産業の基本となる町内事業所などの情報化を促進するため、各種関係団体と連携・協力体制を構築する。

オ 住民プライバシーの保護

地域情報化の推進に合わせ、川俣町個人情報保護条例の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを行うことにより、情報住民プライバシーの保護や情報犯罪の防止に努める。

(行政情報化の推進)

ア 行政事務の電子化の推進

行政事務の一層の効率化のため、行政情報の電子化や情報機器を活用した事務処理への切り替え、また、進捗状況の確認や見直しによる改善方針などの検討を計画的に推進する。

イ 庁内の体制整備

職員が情報システムを効率的に扱うことができるよう、必要な知識や技術の習得を図るとともに、情報セキュリティに関する意識定着を図りながら、行政サービスの質の向上に努める。

ウ 個人情報保護の推進

川俣町個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、実情に合わせた見直しなども適宜検討し、適切な個人情報の保護に努める。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展	事業名	事業内容	事業主体	備考
施策区分	(施設名)			
	その他の情報化のための施設	デジタルインフラの整備 拡充	川俣町	
		議場映像配信事業	川俣町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	SNS等を利用した情報 発信やICTを活用した 観光資源等の創出	川俣町	
		自治体DX促進事業 行政サービスの充実・ 高度化	川俣町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路等

本町の道路網は、幹線道路である国道114号、349号、459号とこれらに接続する主要地方道「原町川俣線」、「川俣安達線」、「霊山松川線」、「原町二本松線」、県道「月館川俣線」、「二本松川俣線」と町道・農林道から構成されている。

東日本大震災以後、国道114号（小綱木地内・山木屋地内）及び国道349号（大綱木地内）、県道原町川俣線（飯坂地内）、が「ふくしま復興再生道路」に位置づけられ、このうち、原町川俣線の飯坂字水境地区が平成25年11月に、小綱木トンネルを含む国道114号小綱木バイパスが平成27年6月に、

国道 114 号山木屋工区及び国道 349 号大綱木工区が令和 5 年 3 月に全線開通した。

町道の舗装率は、依然として 85%程度となっているため、町道整備事業などを推進するとともに、緊急時の避難経路の確保、交通の円滑化と安全性の確保、地区間の連絡強化などにも取り組んでいる。

また、将来にわたり森林を適正に管理するため、林道整備に努める必要がある。

今後も引き続き、交通の円滑化や安全性の確保を図るための道路整備を進めていくことが求められる。

② 交通

本町では平成 20 年度に策定した「川俣町生活交通計画」に基づき、路線バスの再編とデマンド型交通システムの導入を図ってきた。その結果、補助金を支出してきた福島交通が運行する路線が再編されたほか、代替の交通手段として、デマンド型乗合タクシーや、近隣自治体との連携による自治体バスの運行を開始し、住民の交通手段として確立してきたところである。

特にデマンド型乗合タクシーの運行については、利便性と持続性に配慮しながら、随時見直しを行ってきたところである。

今後も、利用実績や住民意向などの検証評価を通じて、地域の実情に応じた生活交通の確立に努める必要がある。

○本町における生活交通運行系統一覧表（令和 7 年 1 1 月 1 日現在）

1 路線バス

事業者	運行系統名
福島交通株式会社	月舘経由川俣線 南相馬福島線
ジェイアールバス東北株式会社	福島駅東口～川俣高校前線
有限会社カネハチタクシー ※町の委託事業	川俣・松川線（福島市・川俣町自治体バス） 川俣・飯野線（福島市・川俣町自治体バス）

2 デマンドタクシー

事業者	運行系統名
有限会社ティーエス観光	山木屋・小綱木地区～まちなか地区
	福沢・大綱木地区～まちなか地区
	福田・小神地区～まちなか地区
	小島・飯坂地区～まちなか地区

(2) その対策

① 道路等

(道路網の整備)

町道整備事業を順次進めていくとともに、住民ニーズを勘案しながら、地域の環境の改善や中心市街地の振興にも結びつく路線整備を順次計画し、事業化を検討する。

また、長期的な視点に立った森林の保全、育成及び活用を図るため、森林整備に不可欠な林道の整備に努める。

(道路環境の向上)

ア 人にやさしい道づくり

段差の解消や歩道の確保、幅員の拡大、線形の改良、交通安全施設の設置、街路灯の設置などにより、高齢者や障がい者、子どもに配慮した道路づくりに努める。

また、危険箇所の改良、防護柵の設置などにより、災害に強い道づくりに努める。

イ 環境にやさしい道づくり

自然環境に配慮した環境にやさしい道づくりを推進する。また、本町にふさわしい色彩・デザインの採用など、道路景観の整備に努める。

ウ 分かりやすい公共サインの整備

訪問者が迷わずに目的地に到達できるように、主要な観光地、公共施設や集落の入口に表示板を設置する。なお、公共サインについては、関係する機関で調整を図り、可能な限り統一したサインの採用に努め

る。

② 交通

(路線バスの維持・確保)

路線バスについては、事業者と連携して利用状況の把握に努め、通学などのまとまった利用ニーズに合わせた運行ダイヤ及び運行ルートの再編、車両の小型化などを検討し、効果的・効率的な生活交通路線としての維持・確保に努める。

また、人口減少や高齢化の進展を見据え、維持可能で利便性の高い公共交通の導入、見直しについて検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	西方飯野線 改良・舗装、L=1,100m、 w=8m	川俣町	
		芦沼田線 改良・舗装、L=1,335m、 w=5m	川俣町	
		廣町・宮ノ後線 改良・舗装 L=480m,w=8.5m	川俣町	
		新中町・中道線 改良・舗装 L=1,500m、 w=2m	川俣町	
		堺田・学校前線 改良・舗装 L=719m、 W=5m	川俣町	
		長滝若松線 改良・舗装 L=1,200m、 W=5m	川俣町	
		峠線 改良・舗装 L=1,200m、 W=5m	川俣町	
		杉坂大木田線 改良・舗装 L=130m、 W=5m	川俣町	
	橋りょう	問屋・津間線(問屋前橋)	川俣町	

		五百田中道線(大平橋)	川俣町	
		山木屋田代線(行合道橋)	川俣町	
		遠西田代線(道平橋)	川俣町	
		鶴東・鉄炮町線(広瀬橋)	川俣町	
		下河原・北成沢線(南平橋)	川俣町	
		鶴東・鉄炮町線(鶴沢橋)	川俣町	
		橋りょう長寿命化事業(橋梁点検)	川俣町	
	林道	松ヶ柴線 改良・舗装 L=200m、W=4～6m	川俣町	
		林道花塚線 改良・舗装 L=200m、W=7m	川俣町	
		東大柴橋 改良 N=1 橋梁	川俣町	
	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業			
	公 共 交 通	地方バス路線維持対策事 業 対象路線への補助	川俣町	将来へ向けて生活交通の維持を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		市町村バス運行事業 バスの運行事業費	川俣町	将来へ向けて生活交通の維持を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		デマンド型乗合タクシー 運行事業 デマンド型タクシーの運 行事業費	川俣町	将来へ向けて生活交通の維持を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	交通施設維 持	町道台帳整備(補正)事 業 道路台帳の整備	川俣町	将来へ亘り道路管理の適正化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		町道橋長寿命化計画作 成事業 計画の策定	川俣町	将来へ亘り町道橋の老朽化対策を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		公共サイン整備事業 公共サインの作成	川俣町	将来へ亘り使用する公共サインの作成であり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		街灯整備事業 街灯の整備	川俣町	将来に亘り使用する街灯の整備であり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道等

本町の生活用水は、摺上川ダム及びすりかみ浄水場の完成により平成 19 年度から本格給水が開始し、西部配水池から安定した水道水の給水が可能となった。これにより、町の全域に対する水道普及率は、平成 12 年度末の 67.6%から令和 5 年度末には 92.0%までに改善された。また、既存施設についても、随時更新を図り、安全な水の供給に努めている。

今後は、より安全に安定した水を供給するため、水道施設の維持・充実を図っていく必要がある。また、災害時の給水体制の確保、経営の効率化などを進めていく必要がある。

② 生活排水処理

本町では、生活雑排水による河川の汚れを防止するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの設置換え等による合併処理浄化槽の設置を推進しており、設置者に補助金を交付している。一級河川である広瀬川、口太川及び女神川の上流端に位置する本町からの生活雑排水は、河川及び用排水路の水質悪化の原因となり、下流域にも影響を及ぼすため、排水処理の適正化に向けた取組を今後も継続していく必要がある。

③ 廃棄物処理

廃棄物の処理については、循環型社会形成推進基本法などの、分別処理やりサイクルに関する法体系に基づき、法制度に対応した分別収集を行い、適切な処理に努めている。

また、不法投棄対策については、郵便局との不法投棄監視協定に基づく取組やシルバー人材センターへの業務委託等による不法投棄監視パトロールを強化するとともに、不法投棄が頻繁な箇所については、不法投棄防止啓発看板や監視カメラの設置等に取り組んでいるが、不法投棄は後を絶たず、今後も継続した取組が必要である。

④ 消防体制

本町においては、町内に置かれている伊達地方消防組合南分署による広域消防と非常勤消防である川俣町消防団及び婦人防火クラブとが連携しな

がら町の消防・防災対策の充実に努めている。

消防団については、会社勤めの団員が大多数であり、団員の高齢化も進んでいるため、団員の確保が課題となっているほか、消防設備や資機材の整備も求められている。

地域防災体制については、地域防災計画に基づき災害への各種対策を進めており、平成 27 年度には原子力災害の発生を踏まえた原子力災害対策編を作成し、令和 2 年 2 月にも改訂を行っており、今後も随時見直しを行っていく必要がある。また、県及び近隣市町村をはじめとする関係機関と連携して防災訓練を実施するなど、災害時の緊急対応の充実に努めるとともに、消火栓など防火水利の充実に図っている。令和元年度には、ハザードマップを見直し、全戸へ配布したほか、老朽化した防災無線網のデジタル化を行った。

台風や集中豪雨、地震などの大規模災害では、地域住民による避難救助活動が重要となるため、今後は、地域ぐるみの防災意識の高揚や自主防災体制の育成を図るとともに、あらゆる災害を想定した予防対策事業や応急体制づくりを強化していく必要がある。

⑤ 町営住宅

老朽化した町営住宅が増え、快適な住環境の整備が課題となっていることから、計画的な維持、修繕、建替が必要となっている。

⑥ 公園

本町のシンボルである中央公園については、住民の健康づくりや憩い、交流の場、防災空間としても重要な機能を担っており、その機能向上のため、随時整備を行っているが、より親しまれる公園となるよう、維持管理体制の充実に努めていく必要がある。

⑦ 公衆衛生

川俣町火葬場は、旧火葬場が昭和 48 年に建設されてから約 50 年が経過し、老朽化が進み、耐震性が懸念されていたことから、新たに整備を進め、令和 6 年 8 月より「川俣町斎場」として供用を開始した。

また、側溝の清掃等による公衆衛生の向上は、感染症などの疾病予防にもつながるため、地域住民の協力のもと、地域の衛生向上に向けた取り組

みの推進が求められている。

⑧ 環境保全

生活様式の変化や産業構造の変化、開発などによる森林の荒廃が進んでいることに加え、河川の水質についても十分な改善に至っていない現状となっている。そのため、本町では学校教育及び生涯学習において環境教育を推進している。また、自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置促進、花いっぱい運動やクリーン作戦といった地域住民による地域美化活動の支援、自然を身近に親しむための自然散策路の整備促進などを推進している。

森林保全については、森林及び森林環境の整備に係る各種補助事業などにより病虫害の防除や森林環境学習などを実施しているが、原子力災害の影響により間伐や伐採などの森林整備や林業生産活動、自然環境保全施策が停滞し、水源かん養や山地災害防止などの公益的機能が低下している。また、事業者においても県産材市場価格の低迷により、除伐や間伐、作業道開設などの森林整備の費用が捻出できない状況にあり、より一層、行政による森林保全施策が求められている。森林は、木材や林産物の生産機能にとどまらず、土砂災害などの防止、水源のかん養、環境や景観保全など多面的な機能を持ち合わせているため、計画的かつ持続的な整備が求められる。

⑨ 空家対策

近年、人口減少や高齢化の進展、居住形態の多様化など、社会構造やニーズの変化に伴い、全国的に空き家問題が顕在化しており、本町においても空き家等に関する問い合わせや苦情が多くなっている状況にある。特に放置された空き家等については町民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼしており、空き家等について適切な管理とその利活用に一体的に取り組む必要性が高まっている。

平成 26 年に成立した国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」を受け、本町においては、平成 27 年度に「川俣町空家等対策本部」を設置した。

また、平成 30 年度には「川俣町空家等対策計画」を策定し、空き家バンクを整備するなどの空家対策を推進している。令和 5 年度には「空家等対

策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され空き家の区分に、放置すれば倒壊など著しく危険な空き家となる恐れのある空き家として「管理不全空き家」が新設され、行政による指導や勧告が可能となった。今後は計画に基づき、空き家の発生予防、把握管理及び活用の一層の推進が求められる。

(2) その対策

① 上水道

ア 施設・設備の計画的な整備

水道施設の計画的な維持管理により水道の基盤を強化することで、安全で安定した水道水の供給を目指す。

イ 災害時の緊急支援体制の充実

水道施設の耐震化、給水タンク及び応急復旧用資機材の整備、周辺市町村との応援体制の強化など、災害時の緊急支援体制の充実を促進する。

② 生活排水処理

河川及び用排水路の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の普及啓発を推進するとともに、補助事業の継続により設置を促進する。また、河川の水環境に関する理解が深められるよう、町内の小学校を対象とした水環境副読本の配布などを行う。

③ 廃棄物処理

ア 3 Rの推進体制づくり

循環型社会に適した処理を推進するため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3 R運動を、住民と行政が協力しながらまちぐるみで展開していく。

イ ごみ収集体制の強化

ごみの構成要素が多様化・複雑化しているため、適切な処理が行われるよう、ごみの収集体制などを随時見直す。また、ごみの分別及び資源ごみ収集の必要性について周知を徹底するとともに、食品ロスの削減等によるごみの減量化及び再資源化に努める。

ウ 不法投棄の取締り強化

関係機関との協力により、不法投棄監視パトロールの強化に努める。
また、不法投棄の根絶に向けて、住民に対して意識啓発を図るとともに、
幹線道路沿いなど不法投棄が頻発する箇所については、啓発看板や監視
カメラの設置による不法投棄の未然防止に努める。

④ 消防体制

(消防・防災体制の充実強化)

ア 消防団活動の活性化

常備消防と消防団の連携を深めるとともに、消防団員の教育・訓練
の充実に努める。また、消防団員の組織体制については、定員数の見
直しを行いながら、人員確保に努めるものとする。

イ 消防力の充実

老朽化している消防車両や資機材の更新、屯所の設備充実など、消
防力の充実を図る。

(地域防災体制の強化)

ア 地域防災意識の高揚

防災ハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域をはじめとした危
険箇所の周知を図るとともに、起震車体験や濃煙体験といった疑似体
験防災訓練などにより、防災・防火意識の高揚に努める。

イ 防災訓練の積極的開催

総合防災訓練をはじめ地区ごとの防災訓練など、各種防災訓練を積
極的に開催し、災害発生時の対応の習熟に努めるとともに、住民の自
助・共助の視点に立った防災意識の向上に努める。また、訓練にあた
っては、多くの住民の参加を呼びかけるとともに、地域防災計画の実
効性を検証し、適宜見直しを進める。

ウ 自主防災組織の確立

各地区の意向を反映させながら自主防災組織の確立を促進し、地区
における初動体制の強化を図る。

エ 避難行動要支援者対策の強化

関係機関の協力を得て、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など避難
行動要支援者の把握に日ごろから努めるとともに、救助及び避難方法

や災害発生後の避難所生活での支援体制の強化を図る。

オ 災害に強いまちづくりの推進

公共施設、ライフライン及び通信設備の耐震性の向上、公園などの整備による避難所の確保に努めるとともに、住宅の耐震診断・耐震改修の促進、ブロック塀の生け垣化など、災害に強いまちづくりを進める。また、土砂災害などの危険から地域住民を守るため、関係機関とともに急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業、治山事業などを推進する。

⑤ 町営住宅

良好な町営住宅を供給するため老朽化した町営住宅は順次解消するとともに、既存住宅の改善に向けて取り組む。

⑥ 公園

住民が安全に快適に利用できるように、住民、ボランティアなどの協力を得ながら中央公園の維持管理に努める。

⑦ 公衆衛生

令和 6 年 6 月に竣工した川俣町斎場は、遠心集塵装置「マルチサイクロン」を導入し、周辺の自然環境や住宅地への配慮を行うとともに、住民が利用しやすく、故人との最後のやすらぎの場を提供するのにふさわしい施設を目指し、8 月から供用を開始した。供用開始後は、適切な維持管理に努める。

また、地域の公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の存続を目的とした補助を継続するとともに、地域の実情に合わせた側溝清掃の継続や見直し、犬猫の適正飼養の啓発等に取り組む。

⑧ 環境保全

(総合的な環境行政の推進)

環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進めていくため、住民、地域、事業所及び行政が一体となって、自然環境や地球環境の保全、生活環境の整備など、総合的な環境行政を推進する。

(自然とふれあう機会の拡充)

ア 環境教育の推進

学校教育及び生涯学習における環境教育を継続的に取り組むとと

もに、親子で参加できる環境教育や地球温暖化対策に関するセミナーを開催するなど、環境教育の充実に努める。

イ 積極的な情報発信

自然観察や自然保護などの学習講座やイベントなどについて、広報誌やホームページ、SNS、パンフレットなどを通じて積極的に情報発信し、参加拡大を図る。

ウ 学習の場の整備・充実

自然に親しむための環境づくりとして、地域や地区公民館、自治会と協力して里山にある散策路の整備を図るなど、自然学習の場の整備・充実に努める。

(自然環境の保全、回復、創造)

ア 乱開発の防止

乱開発を防止するため、住民への周知を図り、計画的な土地利用に努める。また、開発にあたっては、事業者に対し各種計画に沿った形での実施を促し、乱開発の抑制に努める。

イ 生態系の維持

長年かかって培われてきた貴重な生態系の維持に向け、住民の協力を得ながら、動植物の生息・生育状況の継続的な調査・把握に努めるとともに、希少生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの保全措置に努める。また、開発行為の際の環境影響評価の実施や、動植物の生息地などの保全に努める。

ウ 水環境の保全

多自然型工法による水環境づくりや※ビオトープの整備などにより、多様な生物が生息する、人にとっても魅力のある水環境の保全、回復及び創造を図る。また、生活雑排水による河川等の水質汚染を防止するため、合併処理浄化槽の設置促進を図る。

※ビオトープ：「復元された野生生物の生息空間」という意味。人工的な空間の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元したもの。

エ 森林保全施策の推進

本町における山林所有形態は小規模で資産保有の意味合いが強い
ため、農林業として一本化した保全施策を検討する。森林荒廃が著し
い山林については、各種交付金事業の利活用のほか、森林組合や町な
どが山林保有者から一括長期借用し、森林そのものや間伐材、伐採木
などを利活用した6次産業化による利益を生み出すなど、森林経営の
先進的な取り組みを参考に、持続可能な森林整備の新たな対応策を検
討する。

オ 地域美化運動の推進

地域住民による花いっぱい運動やクリーン作戦等の環境美化・清掃
活動の支援を行う。また、清掃活動については、高齢化等により参加
者が年々減っていることから、若い世代への参加の呼びかけ等を検討
するとともに、実施体制の見直しを図る。

カ 景観の保全

森林間伐や枝打ちなどの実施、遊休荒廃農地の有効活用、自然環境
保全施策などを推進する。また、「川俣町みんなでつくるまちづくり条
例」の活用などにより、景観保全に向けた地域住民活動の促進を図る。

⑨ 空家対策

空家所有者に対する適正管理の啓発を行うとともに、利用可能な空家に
ついては、「川俣町空き家等バンク」の活用などにより有効活用を促進する。
また、川俣町空家等除却事業補助金において空家の除却費用を補助するこ
とにより、管理できない空家等の除却を推進し、空家跡地が有効に活用さ
れることを支援する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環 境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	水道施設耐震化等事 業	川俣町	
		水道未普及区域解消 事業	川俣町	

	(2) 下水処理施設			
	そ の 他	浄化槽設置整備事業 合併浄化槽設置補助	川俣町	
	(5) 消防施設	消防力強化事業 消防屯所の更新等	川俣町	
	(6) 公営住宅	町営住宅整備事業 町営住宅の更新等	川俣町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生 活	都市計画区域見直し事業 都市計画区域の見直し	川俣町	将来へ向けた土地利用の促進を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		川俣町河川等草刈委託事業 河川等の草刈委託	川俣町	将来へ向けて継続的な環境美化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		中央公園整備事業 中央公園の整備	川俣町	将来へ向けて中央公園の維持整備を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		美しい町づくり事業 クリーン作戦、花いっぱい運動	川俣町	将来へ向けて継続的な環境美化を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	環 境	河川・排水路整備事業	川俣町	将来へ向けて使用する河川・排水路の改修・整備を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		一般廃棄物収集運搬・資源物回収事業 一般廃棄物収集運搬事業等	川俣町	将来へ向けて継続的な廃棄物処理を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		環境衛生事業 側溝清掃	川俣町	将来へ向けて継続的な側溝清掃を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保健

令和7年3月に、令和7年度から令和18年度までを計画期間とする「第三次健康かわまた21計画」を策定した。住民の生涯にわたる健康づくりを推進しており、母子保健事業や各種検診の充実、その他健康づくりのための各種支援を行っているほか、特定健康診査の結果により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）及びその予備群を早期に発見し、糖尿病等の生活習慣病の予防活動を行っているとともに、脳血管疾患や心疾患を予防するため、健診の受診勧奨や追加健診の実施など、健診を受けやすい体制の整備に努めている。また、各地区の小さな集まりでも気軽に体操教室が展開できるような体制づくりにも努めている。高齢化の更なる進展が予想される中、こうした住民の生涯にわたる健康づくりの支援を一層推進していく必要がある。

② 地域福祉

地域福祉を推進することで地域の人たちをはじめ、ボランティアなどが「幸せづくりの担い手」として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れることを目指し、本町では令和6年3月に「川俣町地域福祉計画後期計画」を策定し、地域福祉のより一層の充実に努めている。

これまでの日本ではあらゆる生活の場面で、家族や地域、職場での支え合いが存在していたが、少子高齢化の進行や人と人とのつながりの希薄化により、支え合いの機能が弱まってきている。また、※ダブルケアや8050問題などの複雑化・複合化した課題が増えてきており、既存の制度・分野ごとの「縦割り」の取り組みでは解決ができない状況となっている。

こうした中で、人と人、人と地域のつながりを持ち、互いに支え合うことで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指す「地域共生社会」の実現が必要とされるようになり、その実現に向け地域福祉の取り組みを推進していくことが求められている。

※ダブルケア：子育てと親などの介護や世話を同時に行う必要がある状況。

③ 高齢者福祉

令和 7 年 6 月 1 日現在における本町の高齢化率は 45.8%（現住人口）となっており、高齢化が進んでいる。

3 年ごとに、「介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」を一体的に改訂策定し、介護、医療、予防、生活支援及び住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、介護保険サービス、高齢者福祉サービス諸施策の柔軟かつ効果的なサービス体制の充実を図っている。

また、介護サービス非該当者や、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、高齢者の家族への支援として、自立支援ホームヘルプサービスや緊急通報システム貸与など、独自の事業を実施している。さらに、「いきいきサロン」など、地域住民の自主運営による高齢者生活支援事業を展開しているほか、高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進のため、老人クラブ連合会やシルバー人材センターの支援なども行っている。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれるため、地域住民の協力を得ながら、健康な人と一緒に利用できる筋力向上や仲間づくりのための体操教室を、各地区公民館を利用し、普及する必要がある。

○ 高齢者人口の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 3 年
総人口（人）	19,043	17,751	17,034	15,569	14,452	12,484
高齢者人口（人）	4,204	4,594	4,943	4,941	5,249	5,239
高齢化率（%）	22.1	25.9	29.0	31.7	36.3	42.0

（国勢調査。令和 3 年のみ保健福祉課調べ（6 月 1 日現在）。）

○ 施設整備状況等（R 7. 1 0. 1 現在）

施 設 名	種 別	定員等	開所年
川俣光風園	養護老人ホーム	75	昭和53年 4 月 (改築移転)
川俣ホーム	特別養護老人ホーム (短期入所介護・通所介護併設)	65	平成13年 4 月
リハビリ南東北川俣	介護老人保健施設 (通所リハビリ・短期入所併設)	100	平成16年 8 月
南東北シルクロード館	特別養護老人ホーム (短期入所介護・通所介護併設)	53	平成16年 8 月
あいの里 つむぎ	認知症高齢者グループホーム	18	令和7年7月
あいの里 かえでの森	小規模多機能型居宅介護 (グループホーム併設)	29 (9)	平成22年12月
なでしこ川俣 はなづか	特別養護老人ホーム (短期入所介護併設)	29	平成23年5月
なでしこ川俣 めがみ	介護老人保健施設 (通所リハビリ併設)	29	平成23年5月
川俣町地域包括支援センター くるまる	地域包括支援センター (済生会川俣病院併設)		平成18年 4 月
川俣町老人福祉センター	老人福祉センター	A 型	平成元年 4 月
川俣町保健センター	保健センター		平成10年 1 月 (改築移転)

④ 児童福祉

原発事故以降、少子化問題が深刻化しており、出生数が減少している。

町では教育と保育を一体的に行い、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の良さを併せ持つ公私連携幼保連携型認定こども園を令和 5 年 4 月 1 日に開園した。令和元年 5 月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立により「3 歳以上のこども園等利用料（保育料）が無償化され、令和 5 年度から町で給食費の助成（無償化）を開始した。令和 6 年度からは 0 ～ 2 歳児に係る利用料の助成を行い全園児の利用料を無償化し子育て世代のさらなる負担軽減を図った。

これまで、民間や地域の協力を得ながら放課後児童保育「わいわいクラブ」や放課後子ども教室「たのしい教室」を開催している。そのほか、子育て世代が抱えるさまざまな不安や悩み、困りごとなどの相談に応じ、関係

機関等と連絡調整し安心して子育てができるよう支援するため、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設するなど、こども園、小・中学校、家庭、地域が連携した子育て支援体制づくりを推進してきた。令和7年3月には「第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和7年度から令和11年度までの5か年で、こどもと家庭をとりまく環境の変化に対応しながら、各種こども・子育て支援施策を総合的に推進し、町民・地域・企業・町が協働で、町全体で子育てを支え、「こどもの視点に立った、こどもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指している。

④ 障がい者福祉

本町では令和6年3月に「川俣町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策のより一層の充実に努めている。しかし、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進み、将来の生活などに不安を抱える障がい者も多く存在する。

そのため、障がいを抱える一人ひとりの能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるように、生活支援や自立支援、就労支援など、障がい者の生活を支援する社会的支援体制の充実に努める必要がある。また、障がいの有無に関わらず個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として家庭や住み慣れた地域社会で暮らせるまちづくりを推進していくため、※ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることが求められている。

※ ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

（２）その対策

① 保健

ア 健康づくりの推進

「第三次健康かわまた21計画」や「データヘルス計画」に基づき、生活習慣病の予防や重症化予防に向けて、各種健康づくり事業を推進する。また、保健師や管理栄養士などの専門職の確保・配置を強化するとともに、住民の健康づくり活動を促進するため、保健分野と生涯学習・生涯スポー

ツ分野が連携し、幅広い年代の健康づくりや生涯スポーツの充実に努める。

イ 受診率の向上

特定健康診査や各種がん検診などの受診率向上を図るため、集団検診の実施後に追加検診を実施し、受診の機会を拡大して、各種検診の受診奨励や検診未受診者に対する受診促進のための施策を展開する。また、受診後については、重症化予防のための保健指導の実施など、健診後の指導の充実に努める。

ウ 母子保健事業の充実

母と子の健康の増進と、疾病や障がいの早期発見、早期治療に向け、母子保健事業の充実に努める。

エ 食育教育の推進

給食センターや認定こども園の栄養士と食生活改善推進員、また、地元農業者など関係機関の協力を得ながら、認定こども園、小・中学校などと連携し、食育教育の推進に努める。

② 地域福祉

(地域福祉の推進体制づくり)

ア 地域住民、福祉関係機関との連携

地域住民、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会などの福祉関係機関と連携し、地域福祉活動の推進を図る。

イ 保健、医療及び福祉の連携強化

地域福祉活動の活発化と住民ニーズへの適切な対応を図るため、保健、医療及び福祉の関係機関との連携を強化する。また、職員の研修などを通じて職員の資質の向上に努める。

(福祉意識の醸成と活動の促進)

ア 福祉意識の啓発

保育・幼児教育、学校教育、生涯学習などにおいて福祉教育を推進するとともに、広報活動、イベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、福祉意識の啓発に努める。

イ ボランティア活動の充実

ボランティアの掘り起こしや資質の向上を図るため、体験教室や養

成講座、研修会などを開催し、参加促進に努める。また、各団体がより活発に効果的に活動できるよう、各地域におけるボランティアグループの交流の場の充実や、福祉以外の分野のボランティアグループとの連携の強化などを図る。

(交流の場や機会の充実)

サロン活動の運営支援や立ち上げ支援を推進し、身近な地域において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場や機会の充実を図る。

(防災体制の充実)

地域の防災力向上のため、防災マップの作成や地区での防災訓練を継続して実施する。また、関係機関と連携し、要配慮者、避難行動要支援者の把握と情報共有体制の整備に努める。さらに、関係施設との協議のもと福祉避難所の増加に努めるとともに、広報活動により周知を図る。

(防犯体制の充実)

地域で安心して生活するために、町民や専門関係機関と連携し、小学生の通学時の見守りや高齢者の見守りを強化する。消費者生活対策事業として、消費者相談や消費団体活動の支援及び啓発に努める。

(生活困窮者の支援体制の充実)

生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に基づく支援をはじめ、町社会福祉協議会・県社会福祉協議会や、生活困窮者自立支援業務の委託先である地域包括支援センターと連携を強化し、生活困窮者の把握に努めるとともに、支援の充実を図る。

また、生活困窮者や求職している人が適切な仕事に就くことができるよう、各種機関と連携し就労支援を行う。

③ 高齢者福祉

(健康づくりと介護予防の推進)

ア 健康づくりの推進

各種健康診査が受けやすい体制づくりに取り組むほか、高齢者自らが健診結果や生活習慣上の課題を認識し、自己管理ができるよう保健指導の実施を推進する。また、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施す

るとともに、健康に関する正しい知識の普及を図る「健康教育事業」、保健師や栄養士などが健康に関する様々な相談に応じ、必要な指導・助言を行う「健康相談事業」を、「介護予防普及啓発事業」に位置づけ実施する。

ア 高齢者の社会参加の推進

健康で、生きがいを持った明るい老後を目指すための活動や団体（老人クラブ連合会健康づくり事業、絹の里見守り隊、単位老人クラブ、老人クラブ連合会）の運営費用の一部を支援する。現在、各活動や団体の会員数は減少傾向にあるものの、高齢者自らが健康を維持するために積極的に参加することができるよう、心身ともに健康で生きがいの持てる環境の構築に努める。また、高齢者福祉の増進と社会参加の促進を図るため、高齢者の持つ知識と経験の積極的な活用と生きがいづくりを創出するシルバー人材センターの活動を支援する。

（高齢者の安心を支える環境づくり）

日常生活を送るうえで何らかの支障をきたすひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、介護保険以外の各種生活支援を行い、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援する。また、支援を必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、広報による周知に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握する。

（介護保険対象サービスの整備）

ア 介護（予防）サービスの提供

医療・介護の連携が重要となる中、在宅での療養生活や通院が困難な人の生活の質を向上させるために、訪問看護や訪問リハビリテーション等のさらなる充実を図るなど、今後も継続したサービス提供と適切な居宅サービスの整備に努める。

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心した暮らしが続けられるように、今後も計画的見地に立ちながら、地域密着型サービス事業者等への指導・監督により、質の高いサービスの提供に努める。

介護離職の恐れがある家庭の高齢者や施設入所待機者など、施設サービスの利用を真に必要としている方が入所できるよう適正化の促進を

図る。また、施設入所を希望されている方が、待機のままとなっても生活に不安を感じることがないように適切なケアプランを提供できるよう指導する。

イ 地域支援事業の実施

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応することができるよう、既存のサービスや団体等を最大限に活かし、効果的かつ効率的な介護予防・日常生活支援総合事業を提供する。

そのほか、サロンへの支援など、地域支援事業の趣旨に合致する、地域の実情に応じた事業を実施することにより、地域包括ケアの充実を図る。

(介護事業所等の人材の確保・人材育成)

新規介護人材の確保及び定着支援を進めるため、県と連携しながら、幅広い世代の地域住民に対し、介護職場の魅力を発信し、介護現場のイメージの刷新を図るとともに、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努める。

④ 児童福祉

(保育サービスの充実)

ア 就学前児童教育・保育の充実

公私連携の幼保連携型認定こども園として令和5年4月1日にかわまた認定こども園を開園し、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の良さを併せ持つ施設として、利用者の多様化するニーズに対応し、一体的な教育・保育サービスの提供を目指して、認定こども園のさらなる充実を図る。

また、事業所内保育を実施する企業への支援に努める。

イ 放課後児童保育・放課後子ども教室の充実

児童の発達の連続性の考慮、特に配慮を要する児童への対応、学校教育との円滑な接続などに対応するため、専門知識を有する指導員などの人材確保・育成を図り、当該児童の受け入れ体制の整備に努める。

(子育て支援の充実)

ア 相談体制及び情報提供の充実

安心して子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに関する情報を提供し、子育て世代が抱えるさまざまな悩みや困りごと等の相談に応じ、関係機関や家庭と連携協力のうえ必要に応じて支援プランの策定を行うなど、切れ目のない支援のため、総合相談窓口「こども家庭センター」の充実に努める。また、多様な子育てサービスに関する情報を分かりやすく提供する。

イ 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

子育てサークルの活発化や関係機関及び団体と連携を図りながら子育て支援ネットワークを推進し、地域ぐるみの子育て支援体制の充実に努める。

ウ 身近で安全な遊び場の確保

身近で安全な遊び場として、既存の屋内の遊び場施設の魅力向上に努め、こども達が安全に遊べるよう、児童遊園の定期的な遊具の点検・修繕を行うとともに、遊具の状態や地区住民の意向を踏まえ、安全な遊び場の整備・充実に努める。また、利用度・満足度の高い公園・緑地など屋外の遊び場の整備を検討する。

エ ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、引き続き経済的支援を行うとともに、福島県が実施する就業相談や各種給付金事業などの情報提供を行うなど、生活の安定と自立を支援する。

(少子化問題への対応)

子育て支援を総合的、計画的に推進するとともに、「質の高い幼児期の教育・保育サービスの提供」や「経済的支援の充実」を図り、積極的に子どもを産み・育てやすい環境づくりに努める。

また、独身の男女に出会いの機会を提供するための各種事業について、町内外に対し積極的にPRを行い、出会いから交際に至るまでの基礎的なスキルアップに関する講座なども盛り込みながら、多面的な施策の展開に努める。

⑤ 障がい者福祉

(福祉サービスの充実)

ア 自立支援給付の充実

障害者総合支援法に基づき、利用者一人ひとりの個性に応じた適切なサービス利用計画により介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、地域生活支援事業などを実施する。

イ 地域生活支援事業の充実

障がい者の地域生活を支援するため、相談支援事業などの充実に努める。

(自立と社会参加の促進)

ア 保健及び医療の充実

関係機関と連携し、障がいの早期発見及び早期治療に努めるとともに、健診や訪問指導、必要な医療が適切に受けられるように保健及び医療の充実に努める。

イ 保育及び教育の充実

療育機関、こども園、小・中学校などの関係機関と連携し、特別支援教育の充実、進路相談体制の充実、施設のバリアフリー化などを推進することにより、障がい児の希望や障がいの実態に応じた保育及び教育を受けられる体制づくりに努める。

ウ 雇用体制の整備・就労支援の充実

職場における障がいの理解や合理的配慮、雇用機会を確保するとともに、それぞれの意欲や適性、能力に合わせた働き方が実現できるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就労支援を推進する。

エ 社会参加の場・機会の充実

障がい者が文化、スポーツ、レクリエーションなど多様な活動に参加し、充実した生活が送れるよう、情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備などに努める。

(バリアフリー化の推進)

ア 住民の意識の啓発

学校や地域で福祉教育や啓発活動の充実を図り、交流活動やボラン

ティア活動などを通して、ノーマライゼーションの理念や障がい者への理解を深める啓発に努める。

イ 情報バリアフリーの推進

障がい者が福祉サービスや行政情報などが入手しやすくなるよう、大文字化、音声化、点字化の促進など、情報バリアフリーの推進を図る。

ウ 障がい者にやさしいまちづくりの推進

段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレの整備など、ハートビル法などに基づく公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、民間施設への協力を要請する。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園運営費	川俣町	将来へ向けて継続的なこども園の運営を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	(7) 市町村保健センター及び子ども家庭センター	子ども家庭センター	川俣町	全ての妊産婦、子育て世帯、子ども本人に対し、一体的に相談支援等を行う機能を有する機関として、関係各課が今まで以上に連携を強化し、よりきめ細かなトータルサポート体制を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	放課後児童クラブ事業 放課後児童クラブの運営	川俣町	将来へ向けて継続的な放課後児童クラブの運営を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		放課後子ども教室推進事業 放課後子ども教室の運営	川俣町	将来へ向けて継続的な放課後子ども教室の運営を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

			出産祝金給付事業	川俣町	子育て支援・定住対策として、祝金を支給することで子育て支援に効果が見込まれる
			入学祝金給付事業	川俣町	子育て支援・定住対策として、祝金を支給することで子育て支援に効果が見込まれる
			子どもの屋内遊び場事業	川俣町	天候に左右されない子どもの遊び場を維持、運営を継続することで将来に及ぶ子育て支援に効果が見込まれる
			ファミリーサポートセンター支援事業 ファミリーサポートセンターの支援	川俣町	ファミリーサポート事業を委託実施し、将来へ向けて、仕事と家庭の両立や安心して子育てができる環境整備、及び地域ぐるみでの子育て支援体制の充実を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
			児童遊園施設整備事業 児童遊園の整備	川俣町	児童遊園を整備することで子育て支援に効果が見込まれる。
			子育て支援センター運営費	川俣町	認定こども園内子育て支援センターの充実を図ることで子育て支援に効果が見込まれる。
			子育て支援コミュニティセンター運営費	川俣町	子育て支援活動を中心としながら住民相互によるコミュニティ活動の充実を図ることで、子育て支援に効果が見込まれる。
	高齢者・障害者福祉		高齢者生きがいづくり事業 敬老祝金給付事業	川俣町	高齢者の生きがいづくりを推進することにより、将来へ亘って、高齢者の健康意識の向上が図られることから、将来に及ぶ効果が見込まれる。
			高齢者生きがいづくり事業 生きがい活動支援	川俣町	高齢者の生きがいづくりを推進することにより、将来へ亘って、高齢者の健康意識の向上が図られることから、将来に及ぶ効果が見込まれる。
			高齢者生活支援事業 介護予防の推進	川俣町	将来へ亘って、住民が心身ともに健やかな暮らしを送れるよう、介護予防を推進するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

			バリアフリー化推進事業 住民等への意識啓発	川俣町	ノーマライゼーションの理念や障がい者への理解を深める啓発に努めることで、将来へ亘って住民の意識啓発を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
			自立と社会参加の促進事業 検診、訪問指導、就労の確保等	川俣町	障がい者の自立と社会参加を促進することで、将来へ亘って障がい者福祉の充実を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
			地域福祉の推進体制づくり 地域福祉活動への支援	川俣町	地域福祉活動への支援を行うことで、将来へ亘って地域福祉の推進体制づくりを行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		健康づくり	保健対策事業 健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、がん検診総合支援事業等	川俣町	住民の将来へ亘っての健康づくりを行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
			母子保健事業 妊婦健診、乳幼児健診、育児相談、特定不妊治療費助成、未熟児養育医療費給付事業等	川俣町	母子の将来へ亘っての健康づくりを行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		その他	地域福祉の推進体制づくり 社会福祉協議会助成事業	川俣町	社会福祉協議会への助成を行い、将来へ亘る地域福祉の推進体制づくりを行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町内には病院が1箇所、一般診療所が8箇所、歯科診療所が5箇所の医療機関がある。また、道路整備により、本町に隣接する福島市内にある福島県立医科大学附属病院及び救急指定病院への迅速な搬送が可能となっている。

原発事故に伴う住民避難により、山木屋診療所が休診していたが、避難指示解除後、平成28年度から診療を再開した。

医師及び看護師不足や産科を扱う医療機関がないことなどもあり、医療体制の充実が求められている。

(2) その対策

① 身近な地域の医療体制の充実

かかりつけ医の普及に努めるとともに、不足診療科目の増設など、身近な地域医療の充実を促進する。また、医師・看護師の人員確保の支援に努め

る。

② 病診連携強化の充実

地域医療の核となる病院と地域内のかかりつけ医が連携する「病診連携」、及び異なる機能をもつ病院が連携して治療を行う「病病連携」の体制を強化し、地域医療体制の充実に努める。

③ 在宅医療の充実促進

退院後を在宅で療養できるように、看護の援助や療養生活上の指導、相談業務など、福祉や介護と連携した在宅医療の充実に努める。

④ 救急医療体制の充実

高度な専門医療を総合的に実施する「第3次救急医療体制」については福島県立医科大学附属病院と、休日や夜間の入院患者を受け入れる「第2次救急医療体制」については「伊達地方病院群輪番制協議会」と、それぞれ連携を強化し、持続的な救急医療体制を整備していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	民間病院	地域医療確保対策事業費	川俣町	将来へ亘る地域医療の確保を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	その他	伊達地方病院群輪番制協議会	協議会	将来へ亘り二次救急(入院や手術を要する症例)の診療体制を整え輪番制で休日及び夜間の救急診療に対応するため、病院群輪番制の運営主体となる伊達地方輪番制協議会への補助を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		山木屋診療所管理業務委託事業	川俣町	将来へ亘り地域医療の確保を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

少子化・過疎化により幼児・児童・生徒数の減少が続く本町では、「未来をひらく創造性豊かでたくましく生きる人間」を育てるため、平成31年2月の川俣町幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会からの提言を受け、川俣町の期待される子どもを育成するための「川俣の教育『シルクプラン』」による教育の推進を図っている。「シルクプラン」は、子どもの数の減少に伴い、集団のもつ教育力を生かした学びをどう創造していくか、こども園と小・中学校との接続強化と地域の中で学びのよさを生かした「つながる教育」をどう進めていくのかの議論の中から生まれたもので、川俣の教育の根幹をなすものである。また、教育の原点は家庭にあるという考え方のもと、「かわまた子ども宣言」及び「かわまた子育て宣言」に基づく親と子の行動宣言を推進している。豊かな心とたくましく生きる力を育むためにも、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが求められている。

教育環境の整備については、「シルクプラン」のもとより良い教育環境とするため、山木屋小学校以外を除く小学校の1校への再編を行った。なお、原子力災害に伴い児童が避難を余儀なくされた山木屋地区については、令和7年5月1日現在、小学校は在校生2名、中学校は在校生5名となっており、引き続き特色ある教育を展開しつつ、山木屋小中学校のよさを広く周知していく必要がある。

また、令和元年12月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時、臨時休校をせざるを得ない状況となるなど大きな影響を受けたことで、子どもたちの命と健康を守るため、新しい生活様式を踏まえながら、GIGAスクール構想など、これまでの学校教育を見つめ直し、未来を生きる子どもたちの学びを考え、実践することが求められてきている。

さらに、全国的に不登校、いじめなどの問題が深刻化しており、児童・生

徒の心の問題も複雑化しているため、本町においても相談体制や指導体制の充実を図っている。また、発達障がい児などへの「特別支援教育」についても、児童・生徒一人一人の教育的ニーズの把握と、個別の教育的支援の充実を図る必要がある。

○年少人口（0～14歳）の推移

(人)

平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年
3,144	2,551	2,121	1,761	1,327	912

(国勢調査。令和3年のみ4月1日現在「福島県の推計人口」による。)

○小・中学校の施設の状況

〈令和7年5月1日現在〉

学 校 名	校舎面積 (㎡)	構 造	屋内運動場 (㎡)
川俣小学校	4,125	鉄筋コンクリート造	1,084
川俣中学校	7,256	鉄筋コンクリート造	1,512
山木屋小学校 山木屋中学校	2,340	鉄筋コンクリート造	1,068

② 生涯学習

本町では、平成9年度に策定した生涯学習支援プランの趣旨を踏まえ、中央公民館や地区公民館、体育館を中心とした各種の講座や教室、講演会などを開催している。また、コスキン・エン・ハポンやロードレース大会など、生涯学習活動への参加のきっかけづくりとなるようなイベント、スポーツ大会などを積極的に支援し、生涯学習事業の充実に努めている。

しかし、住民の生涯学習に対するニーズは多様化、高度化してきている。また、高齢化が進む中、生涯を通じての生きがいや自己実現などが図れる生涯学習の果たす役割はますます大きなものとなっている。

こうした状況を踏まえ、趣味や教養を高めるための講座、子育てや介

護、地域のニーズに応じた講座など、住民の学習ニーズに応えられる生涯学習体系を構築していくことが求められている。同時に、自らが学ぶだけでなく、住民相互の学びあいや学びの成果を地域社会に還元していける仕組みづくりも必要となっている。また、学習の場として利用される各公民館や図書室の、利用促進を図っていくことが求められている。

③ スポーツの振興

本町では、川俣ロードレース大会、フェンシング大会など、町内外から多くの選手が訪れるスポーツ大会が開催されている。また、住民の健康づくりとスポーツの振興を図るかわまたグッとスマイルウォーキング、ウォーキング教室、スポーツ教室などの各種教室及びスポーツイベントを積極的に推進している。地区単位でも、生涯学習の核となる地区公民館が主体となって、地区運動をはじめ、軽スポーツ、ニュースポーツ、ウォーキング教室などの事業を開催している。

こうした取り組みにより、多くの住民がスポーツ・レクリエーション活動に参加するようになっているが、少子化の影響で若年層の関わり方が課題となっている。

スポーツ活動は健康づくりや生きがいづくりにつながるため、全住民を対象とする※総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人かわまたスポーツクラブ」の活動を推進するとともに、スポーツグループの支援や指導者の育成、施設及び設備の整備など、生涯スポーツの裾野の拡大を図っていくことが求められている。

※総合型地域スポーツクラブ：身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

(2) その対策

① 学校教育

(教育内容の充実)

ア 特色ある教育の推進

かわまたの教育「シルクプラン」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。特に「意欲的に学び正しい判断をもつ人間」「豊かな心と創造力をもつ人間」「健全な心と体をもち活力あふれていく人間」を育成するための具体的な方策として「読み聞かせ・読書活動」「かわまた学び塾」「集団体験学習」を推進する。

また、高度情報化、国際化に対応していくため、ＩＣＴの活用や外国語教育及び科学・放射線教育・SDGs への取組などの更なる充実に努める。

イ 特別支援教育の推進

エキスパートな委員からなる就学指導審議会を定期的を開催するとともに、各学校・園には介助員などの配置や各種補助の充実化など、障がいのある子どもたちが、障がいの種類や程度に応じて適切な教育を受けられるような体制づくり及び施設整備に努める。

ウ いじめや不登校などの子どもたちへのサポートの推進

いじめや不登校などの課題に対応するため、各学校では、いじめ防止のための指導体制を整えたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを計画的に配置したりして、児童・生徒の心のケアを図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関が連携して支援に努める。

(教育環境の充実)

ア 教職員の資質の向上

子どもの基礎学力のみならず、高度情報化や国際化に対応した教育、情操教育など様々な指導能力が求められるため、教職員の研修の充実を図るなど、資質及び指導力の向上に努める。

イ 施設の充実

安全性や衛生面、景観などに配慮しながら、各学校施設及び設備の計画的な改修・改築に努める。また、特別に支援を要する児童・生徒が利用しやすくなるよう、施設及び設備の整備を推進する。

ウ 学校給食の充実

栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、地域の食材及び郷土料理の積極的な導入などにより、学校における食育教育を推進する。

エ 安全対策の推進

児童・生徒の安全・安心対策を充実するため、教育施設に防犯設備の設置を推進する。また、非常時の防犯ブザー活用の徹底や、登下校時の安全パトロールなど、地域ぐるみの安全対策を図る。

オ 地域との連携強化

ケーナ教室など、本町の魅力あふれる自然や文化資源を活用した教育の展開を促進するため、地域と連携した教育を一層推進する。

カ スクールバス運営事業

スクールバスを運営し、遠距離通学児童の通学手段の確保を図る。

② 生涯学習

(生涯学習推進体制の強化)

ア 生涯学習推進プランの見直し

より充実した生涯学習活動を推進するため、生涯学習推進体制を整え、生涯学習推進プランの見直しを図る。

イ 講座及びイベントの充実

住民一人ひとりの学習ニーズの把握に努め、年齢層ごと、対象ごとの学習課題に対応した多様な講座及びイベントの開催に努める。また、生涯学習に関する情報提供や相談体制の充実に努める。

ウ 高齢者及び障がい者の在宅学習への支援

県のインターネットを通じて学習できる制度や講師の派遣制度などについて周知を図り、高齢者や障がい者の在宅や地域での学習支援に努める。

エ 青少年教育の推進

まちづくり団体や福祉団体などの関係団体と連携し、青少年の学習活動やボランティア活動、地域活動への積極的な参加を促進するとともに、各種講習会、研修会を開催し、指導者やリーダーの養成に努める。

オ 自主サークルの活性化

講座・教室などの受講生による自主サークルの設立を促進するとともに、グループ間の交流促進などを通じて活動の活性化を図る。また、学習成果の発表機会の拡大に努める。

(学習環境の向上)

「おじまふるさと交流館」や「羽山の森美術館」については、いつでも、誰でも利用できるよう施設の充実とともに交流人口の拡大に努める。また、読書活動の促進及び蔵書の充実を図るほか、学習の場として活用されている各公民館の定期的な改修など、計画的な修繕や充実を図る。

(家庭や地域の教育力の向上)

ア 家庭教育の充実

すべての教育の基本となる家庭教育力の向上を図るため、保育園や幼稚園、小・中学校の教育活動に関する情報公開や学校公開などを推進しながら地域との連携を深め、家庭教育について学べる機会や情報の提供、保護者が悩みや不安を相談できる体制整備など、生涯学習を通じた家庭教育の充実に努める。

イ 地域教育力の向上

町の将来を担う子どもたちを地域全体で守り育てる体制をつくるため、子育てや家庭教育をテーマにした学習活動を促進するとともに、地域での世代間交流の機会の拡大に努め、地域教育力の強化を図る。

(まちづくりとの連携)

ア まちづくりへの喚起

生涯学習の講座及びイベントを通じて、住民のまちづくりへの関心を高め、身近な地域を単位としたまちづくり活動の促進を図る。

イ まちづくりグループの育成

生涯学習を通じてまちづくりグループの育成を図るとともに、まちづくり、地域活動の担い手となるリーダーの養成支援に努める。

③ スポーツの振興

(スポーツの振興)

ア 総合型地域スポーツクラブ事業の推進

総合型地域スポーツクラブ事業の展開により、住民の自主的なスポーツ活動の一層の充実を推進する。

イ 生涯スポーツの普及・啓発

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるようスポーツ情報を積極的に提供する。また、軽スポーツ、ウォーキングなどのスポーツ教室を推進するとともに、初心者も気軽に参加できるスポーツイベントやスポーツ教室の充実、ニュースポーツの開発及び普及に努める。特に若年層の参画促進を図る。さらには、川俣ロードレース大会などの各種大会を継続して開催に向けた取り組みを推進する。

ウ 団体・サークルの活性化

各種スポーツ団体・サークルの活動、職場や地域での自主的なスポーツ活動などを支援する。また、団体・サークル間の交流を促進する。また、町スポーツ少年団への加入促進を図り、児童期からスポーツに親しむ環境を整える。

エ 指導者の育成・確保

スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者の育成と資質の向上及び相互交流に努めるとともに、指導者派遣体制の強化を図る。

(公共施設の整備)

ア 施設の整備及び有効活用

スポーツ需要に対応するため、学校施設の開放、川俣町体育館などの既存施設の活用を推進するとともに、近隣市町村との施設相互利用の拡大など、既存施設の有効活用に努める。

イ 健康レクリエーションの環境づくり

公園や歩道・散策道の整備、案内板の設置などにより、ウォーキングなど健康レクリエーションが楽しめる環境づくりに努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展	事業名	事業内容	事業主体	備考
-------	-----	------	------	----

施策区分	(施 設 名)			
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	川俣中学校トイレ改修事業	川俣町	
		川俣中学校浄化槽入替工事		
	屋内運動場	川俣中学校体育館エアコン設置事業	川俣町	
		川俣小学校体育館エアコン設置事業		
	その他	川俣町学生寮整備事業	川俣町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	大綱木公民館を新築する	川俣町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	部活動地域展開事業費 部活動改革として休日の活動を地域移行	川俣町	教員の負担軽減や地域社会との連携や地域の活性化にもつながる。
		学校給食費負担金 給食センター運営に係る負担金	川俣町	町の将来を担う小中学生へ給食を提供する。
		小中学校給食無償化事業 保護者の経済的負担軽減	川俣町	少子化対策に資するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		スクールバス運営事業 遠距離通学児童の通学手段確保	川俣町	将来を担う子どもたちが通学する手段を確保するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	生涯学習・スポーツ	スポーツ推進委員育成事業ふれあい交流事業 スポーツ推進委員の育成	川俣町	将来へ亘る明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人の心身の健全な発達を資するよう、スポーツの指導等を行うスポーツ推進委員を育成するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		総合型地域スポーツクラブ事業 スポーツ教室の委託	川俣町	将来へ亘る明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人の心身の健全な発達を資するよう、スポーツ教室の委託を行うものであり将来に及ぶ効果が見込まれる。
		各種町民スポーツ大会開催事業 スポーツ大会委託	川俣町	将来へ亘る明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人の心身の健全な発達を資するよう、スポーツ大会の委託を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

		プール施設管理事業 プール管理委託	川俣町	将来へ亘る明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人の心身の健全な発達を資するよう、水泳・水中運動による生涯スポーツの振興を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		県縦断駅伝大会事業 事業委託	川俣町	福島県を縦断する駅伝に参加することにより、選手の育成と大会に向けた活動を通じて、地域住民の将来へ亘る絆づくりを資する取り組みを進めるものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		学校開放事業 学校開放	川俣町	将来へ亘る明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人の心身の健全な発達を資するよう、学校開放の開放により、各種スポーツ団体・サークル活動、職場や地域での自主的なスポーツ活動を支援するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		スポーツ大会育成事業 スポーツ大会激励金等	川俣町	全国大会、東北大会に出場する選手に対し激励金を交付し、スポーツ活動等の将来へ亘る活性化と振興を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		県民スポーツ地区大会 開催事業 スポーツ大会委託	川俣町	将来へ亘る明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々、人々の心身の健全な発達を資するよう、スポーツ大会の委託を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
	その他	ふれあい交流事業 町民の出会いの場の創出	川俣町	町民の交流の場・出会いの場の創出するものであり、少子化対策として将来に及ぶ効果が見込まれる。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、地域住民が助け合って健康で豊かな生活を築き、地域の発展を図ることを目的に自治会組織の確立を推進し、平成13年度までに町内全地域で14の自治会が設立された。

各自治会では、様々な特色ある地域活動を展開しており、平成14年度にはこうした自治会の地域活動が評価され、「地域づくり総務大臣表彰」の「住民参加のまちづくり部門」を受賞している。自治会活動の他にも、本町ではボランティアやNPO法人などの各種団体により、高齢者の生活支援や子育て支援などの福祉活動が行われており、また、からりこフェスタをはじめとする各種関係団体による実行委員会形式のイベント開催なども活発に行われ、地域の活性化に大きく貢献している。しかし一方で、現在、分割や活動の休止などによって、全地区での自治会活動が網羅されていない状況に置かれている。若者の町外への流出に伴い、若い世代の活動への参加が少ないといった課題も抱えている。

今後も、地域づくりの主体的な役割を担う自治会による地域活動を支援するとともに、福島県地域づくり総合支援事業や「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」などにより、住民が主体となった地域づくり活動を促進していく必要がある。さらに、各種関係団体がそれぞれ役割分担をしながら連携し、連帯感のある地域社会を築いていくことが求められている。

また、こうした地域活動の拠点となっている地区公民館などがさらに活用されるよう、適正な管理運営に努めるとともに、施設の整備を図っていくことが求められている。

特に原発事故により避難区域となった山木屋地区においては、帰還者のための日用品等の販売や食堂、及び集いの場などの機能を備える山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」について、継続的に管理運営を行っていく必要がある。

(2) その対策

① 地域活動の促進

ア 自治会組織の活性化

自治会による地域づくり活動を支援し、住民の連帯意識及び自治意識の高揚を図るとともに、活動の活発化及び自立を促進する。また、地域活動の継続と発展を図るため、地域によるまちづくりの核となるリーダーの育成に努めるとともに、自治会の再結成や再編、再開を支援する。

イ 各種支援制度の活用

住民の地域づくり活動に対する各種支援制度の情報を整理し、活動を希望する組織がより効果的な活動が展開できるよう支援する。

ウ 地域づくり団体の育成

自治会のみならず、高齢者や障がい者の生活支援、子育て支援、環境保全など、テーマを絞った活動を展開している各種団体の現状把握を行うとともに、当該団体にふさわしい育成及び支援に努める。また、各団体同士の交流により人材の発掘に努め、今後の活動の活性化と拡充を図る。

エ 若者の参画促進

からりこフェスタや絹市など、若者が中心となった事業の展開を図るとともに、既存の地域活動への参加促進に努める。また、若者を中心としたグループ及びリーダーを育成し、若者同士の交流の場を形成するイベントの充実を図り、若者が集う活気のある地域づくりに努める。

② 活動拠点の整備・運営

ア 施設の整備

各公民館の修繕・改築・増築など、活動拠点の整備を図る。

イ 適正な維持管理

地区公民館などは、住民の協力を得ながら適正な維持・管理を図る。

ウ 施設の運営

山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」の運営を行い、住民の生活支援や地域コミュニティの再生を図る。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	集 落 整 備	自治会活性化事業 自治会への運営補助	川俣町	地域活動を支援するため、住民 が主体となった地域づくりを促 進し、自治会活動の充実と将来 に亘る地域の発展等を図るため の補助金を交付するものであ り、将来に及ぶ効果が見込まれ る。
		行政区長、行政連絡員 制度事業 行政区長、行政連絡 員の運営	川俣町	将来に亘って、町と町民との間 の連絡等に関する事務の円滑 化を図るものであり、将来に及 ぶ効果が見込まれる。
		復興拠点商業施設「山 木屋とんやの郷」の運 営	川俣町	地区住民の買い物等の生活支 援や、地域コミュニティの再生等 を目的とした施設であり、将来に 及ぶ効果が見込まれる。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は豊かな自然環境の下、先人たちが育んできた文化と歴史の結晶である史跡、文化財及び伝統文化が数多く残っている。こうした貴重な財産を後世に残すため、史跡などに説明板を設置して住民への周知を図るとともに、新助館や広瀬川周辺の包蔵地などの調査研究及び保護に努めている。また、山木屋の獅子舞や川俣羽二重、川俣紫染めなど伝統文化の継承や、秋祭りなどの活動を担う若者などの組織の支援にも努めている。

しかし、伝統文化の継承は担い手の高齢化、後継者不足、必要な施設・用具の老朽化などにより、継承することが難しくなっている。また、各団体の担い手のみならず、指導者についても後継者不足が懸念されていることから、町の歴史、伝統文化を次世代に伝えていくためにも、人的・物的支援を図っていく必要がある。また、それらを観光資源として活用するなど、活用方法についても検討していくことが求められている。

文化・芸術活動については、住民が主体となって活発な活動を展開しており、その中でも「コスキン・エン・ハポン」は、日本最大のフォルクローレ演奏会として、町内外から毎年多くの訪問者が訪れるほどの大きなイベントとなっている。この演奏会をきっかけに南米の縦笛であるケーナの教室も開催され、技術と経験を積み重ねたフォルクローレグループは、町内にとどまらず、町外からのイベントにも演奏を要請され、本町の新しい文化を創造するとともに、国内外の交流活動の促進にもつながっている。また、旧福沢小学校を文化・芸術の拠点施設「羽山の森美術館」として整備し、活用を図っている。

今後も、住民の自主的な文化・芸術活動を活発化していくため、各種支援や団体間の交流促進などを促進するとともに、「羽山の森美術館」の周知を図り、利用促進に向けて取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

① 歴史、伝統、文化の復興と継承

ア 町の歴史、伝統、文化の普及及び啓発

学校教育や生涯学習、講演会、イベントなどを通じて町の歴史、伝統、

文化の普及及び啓発に努める。また、本町の歴史を編さんした川俣町史は、昭和 47 年から 10 年間に全三巻を発行したが、それ以来約 40 年が経過しており、この間の歴史を編さんするための体制づくりを検討する。さらに、文化財への興味関心を喚起するための取り組みを実施するとともに、文化財デーなどにあわせた啓発活動の促進に努める。

イ 史跡や文化財などの保存及び公開施設の充実

住民の財産として所蔵されている資料は、修復・展示していくとともに、「歴史民俗資料館」の整備を検討する。史跡・遺跡などについては、案内・説明板の設置を推進するとともに、散策路など周辺環境の整備に努める。中でも、全国的にも珍しい遺物が数多く出土し注目されている前田遺跡については、国史跡への指定に向けて取り組む。

ウ 伝統文化継承の支援

次世代へ伝統文化を継承していくために、世代間交流を促進するとともに、後継者の育成支援策も含め、人的・物的支援を検討する。また、秋まつりや山木屋三匹獅子舞など、伝統文化の継承に向けた支援を行う。

② 文化・芸術活動の促進

ア 文化活動への参加促進

文化祭や芸能祭などへの参加促進を図るため、広報誌やホームページなどを活用して住民への周知に努めるとともに、発表の場を設定する。

イ 文化団体への活動支援

時代に合った社会教育団体の育成に努めるとともに、地区公民館や「羽山の森美術館」などを活用し、文化団体の活動を積極的に支援する。また、各種団体の活性化を図るため、活動紹介パンフレットを活用し、積極的な勧誘活動を行う。

ウ ケーナの響く町づくり事業の推進

ケーナ教室の継承、フォルクローレ定期演奏会の開催などを支援し、コスキン・エン・ハポンの継続と発展につなげていく。ケーナ演奏の指導を行っている団体との連携強化により、後継者の計画的な育成を図る。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	織物展示館・からりこ館 運營業務委託事業 織物展示館及びからりこ館の運營業務委託	福島県 織物同業会	織物展示館及びからりこ館のより良い運営を行い、体験型観光の将来へ亘る振興を図るため、福島県織物同業会に両館の運營業務を委託するものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		広報広聴活動事業 広報誌「広報かわまた」の発行	川俣町	広報誌及びホームページにおいて町政情報の周知を図るとともに、併せて、フリーペーパー及び他媒体も活用し観光情報を発信することで、将来へ亘って交流人口の増加を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		町史編さん事業 町史別冊「川俣と平成」 (仮称)の作成	川俣町	歴史、町の特徴、文化の将来への継承を行うため、町史別冊の作成を行うものであり、将来への課題や効果が見込まれる。
		前田遺跡国史跡指定 準備事業	川俣町	前田遺跡を将来へ亘って適切に保存活用するため、国史跡指定準備を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		美術館の運営、その他 企画展の実施等	川俣町	町ゆかりの画家の作品を後世に残し継承していく美術館の運営を行うものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。
		コスキン・エン・ハポンの 開催及び関連事業 の実施	川俣町	コスキン・エン・ハポンの将来へ亘る継続と発展を支援し、文化振興や国際交流、観光振興を図るものであり、将来に及ぶ効果が見込まれる。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化は地球全体の気候や生態系に影響を及ぼすと予測されており、平成 28 年には温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みであるパリ協定が発効されるなど、国際的な取り組みが行われている。本町においても二酸化炭素の排出削減に向け、電気自動車やハイブリッド車の導入、街路灯や公共施設への太陽光発電システムの導入を行い、平成 21 年度からは「太陽光発電システム設置費補助制度」を実施するなど、地球温暖化対策を推進している。また、令和 3 年度には地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として、「川俣町地域まるごと省エネ計画」を策定し、また、「地球温暖化対策推進法」第 21 条第 3 項に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし令和 6 年 7 月に改訂し、まちぐるみでのさらなる温室効果ガスの削減に取り組んでいる。今後は、太陽光発電に限らず、小水力やバイオマス、水素など、新たなエネルギー社会の構築が求められている。

(2) その対策

「川俣町地域まるごと省エネ計画」に基づき、太陽光発電システム設置補助による導入促進を継続するとともに、小水力やバイオマスなどのその他の再生可能エネルギーの積極的な導入、水素エネルギーの導入の検討など、再生可能エネルギーのさらなる利用促進に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー推進事業(SDGs 推進事業) 太陽光発電システム及び蓄電池設置補助	川俣町	